

第 3 部 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制

地震被害が発生した場合、市は他の公共機関及び住民と一致協力して応急対策に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、防災対策の中核機関として、震災時に設置する災害対策本部の組織・運営等応急活動体制について必要な事項を定め、被災住民の救助その他防災業務の遂行にあたる。

第1節 市の責務

市は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令及び狛江市地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策に努めるものとする。

第2節 活動体制

- 1 市は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 市本部が設置される前、又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、市本部が設置された場合に準じて処理する。
- 3 市は、市本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報しなければならない。
- 4 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（市本部長）は、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 5 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に対する情報連絡体制の確保に努める。

第3節 市災害対策本部の組織・運営

市長は、市の地域に地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、法令及び本計画の定めるところにより都及び防災関係機関などと連携・協力し、必要があると認めるときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例、同施行規則及び本部運営要綱の定めるところによる。

1 市本部の設置

- (1) 市長は、市の地域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、市本部を設置する。

(2) 市本部の部長（以下「部長」という。）の職にあてられている者は、市本部を設置する必要を認めるときは、総務部長に市本部の設置を要請することができる。

(3) 総務部長は、前記(2)の要請があった場合、又はその他の状況により市本部を設置する必要があると認めるときは、狛江市災害対策本部条例施行規則第4条の本部員の職にあてられている者を招集して協議のうえ、市本部の設置を市長に要請しなければならない。

2 市本部設置の通知等

(1) 市本部が設置されたときは、災対総務部長は、直ちにその旨を各部長及び東京都知事、他関係防災機関に通知する。

(2) 災対総務部長は、市本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表しなければならない。

(3) 各部長は、市本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。

(4) 市本部が設置された場合は、狛江市役所正門に「狛江市災害対策本部」の標示をする。

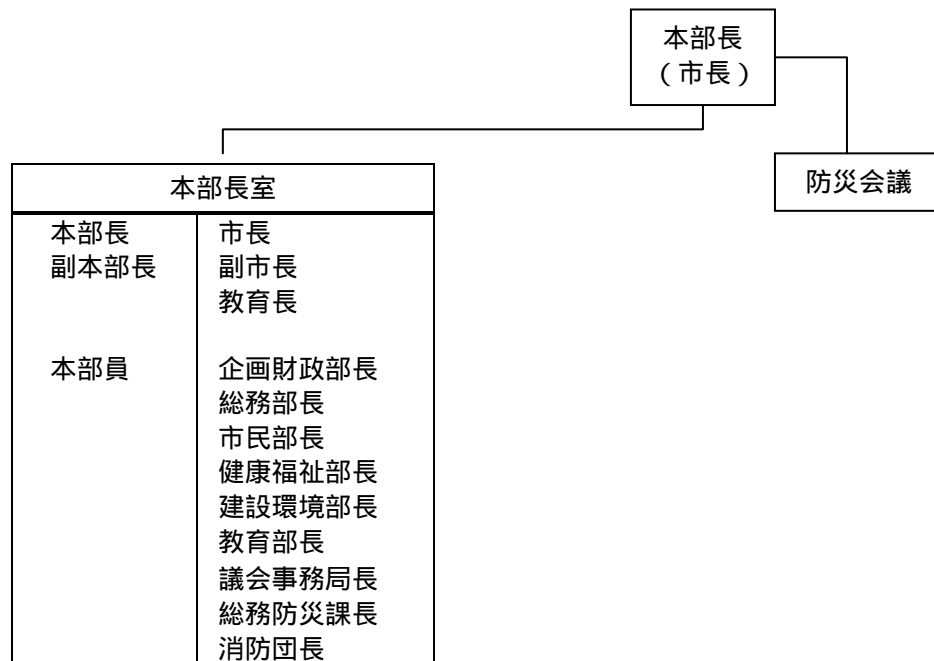
3 市本部の廃止

(1) 市本部長は、市の地域について、災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を廃止する。

(2) 市本部の廃止の通知は、前2に準じて行う。

4 市本部の組織

(1) 組織図



(2) 本部長等の職務

本部長（市長）

本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

部長

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

本部員

本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

その他の本部の職員

部長の命を受け、その部の事務に従事する。

(3) 本部長室の審議

本部長室は、次の事項について市災害対策本部の基本方針を審議策定する。

ア 本部の非常配備態勢及び解除に関すること。

イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

ウ 避難の勧告又は指示に関すること。

エ 災害救助法の適用に関すること。

オ 隣接区市町村の相互応援に関すること。

カ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

キ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

ク 部長会議の招集に関すること。

ケ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

各部長は、その所管に関する業務について本部長室に付議すべき事項があるときは、原則として、災対総務部長を経由して付議しなければならない。

第4節 市本部の非常配備態勢

1 非常配備態勢の区分

種 別	発 令 の 時 期	態 勢
第1非常配備態勢	災害の発生その他の状況により、市本部長が必要と認めたとき。	災害の発生を防ぎよするため措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とした態勢
第2非常配備態勢	局地災害が発生したとき。 市内に震度5弱の地震が発生した場合、 又はこれに準ずる災害が発生した場合 東海地震注意情報が発表されたとき。	第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢

	その他の状況により、市本部長が必要と認めるとき。	
第3 非常配備態勢	市区域の数地区に災害が発生すると予想される場合又は発生した場合 市内に震度5強の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 東海地震予知情報が発表又は警戒宣言が発せられたとき。 その他の状況により、市本部長が必要と認めるとき。	数地区の災害に直ちに対処できる態勢
第4 非常配備態勢	災害が拡大し、第3 非常配備体制では対処できない場合 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合、又はこれに準ずる災害が発生した場合 その他の状況により、市本部長が必要と認めるとき。	市本部の全組織をもって対処する態勢

上記非常配備態勢のほか、状況に応じ、情報連絡体制（総務防災課長、防災防犯係、消防係）をとるものとする。

2 非常配備態勢の特例

市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

3 非常配備態勢別の職員の動員数

第1～第4 非常配備態勢別の職員の動員数は次表のとおりとする。

狛江市非常配備態勢別職員動員数

（平成19年4月1日現在）

区分 部名	所 属 職員数	非常配備態勢別職員動員数				備考	
		第 1	第 2	第 3	第 4		
災対総 務部	総務防災課	17	6	8	13	17	部長1
	職員課	10	1	5	8	10	理事1
	情報課	14	1	5	11	14	
	契約課	5	1	3	4	5	
災対企 画財政 部	秘書広聴課	3	1	2	2	3	部長1
	企画経営室	8	1	4	6	8	局長1
	市民協働課	7	1	3	5	7	理事2

	選挙管理委員会事務局	3	1	2	2	3	
	監査委員事務局	2	1	2	2	2	
	議会事務局	5	1	3	4	5	
	会計課	3	1	1	2	3	
災対市民部	市民課	19	1	3	14	19	部長1
	課税課	21	1	4	16	21	
	収納課	15	1	3	11	15	
	保険年金課	15	1	4	11	15	
	産業生活課	9	1	3	7	9	
	農業委員会事務局	1		1	1	1	
災対健康福祉部	社会福祉課	20	1	5	15	20	部長1
	高齢福祉課	14	1	3	11	14	
	健康課	10	1	2	8	10	
	児童福祉課	135	1	9	101	135	
災対建設環境部	管理課	15	1	6	11	15	部長1 理事1
	計画課	10	1	4	8	10	
	整備課	6	1	4	5	6	
	清掃課	13	1	3	10	13	
	環境改善課	15	1	3	11	15	
	水道課	13	1	5	10	13	
災対教育部	学校教育課	55	1	5	41	55	部長1 理事1
	指導室	6	1	3	5	6	
	社会教育課	5	1	2	4	5	
	体育課	4	1	2	3	4	
	公民館	8	1	2	6	8	
	中央図書館	8	1	2	6	8	
合計		494	37	116	374	494	
部長・局長・理事含む		506	49	128	386	506	

理事は、所属の部長補佐とする。ただし、課長事務取扱いと命ぜられている理事は、副部長を兼務するものとする。

注1 各部長の集結場所は災対総務部長が指示する場所とし、副部長、部員の集結場所は各部長が指示する場所とする。

注2 着用服装等については、作業衣等の貸与を受けている職員は状況に応じた被服等を着用するものとする。作業衣等の貸与を受けていない職員については、本部職員用資器材備蓄の作業衣等を着用する。(民間協力員は市の腕章を着用)

注3 災害対策の作業を迅速、かつ円滑に実施するため、狛江市非常配備態勢の動員数に応じ別

に班を編成し作業を実施する。

注4 この配備態勢は、局所的な災害等全職員の出勤が可能な場合を想定したものであり、広域的な災害による交通遮断、通信途絶等のため、職員の出勤が遅れた場合は、各部長の判断により対応するものとする。

4 夜間・休日等における職員の初動態勢

夜間、休日等の勤務時間以外に発生する地震災害等の非常事態が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに前記の非常配備体制をとることが困難と考えられるので、別命なく、概ね次のような態勢をとる。

夜間・休日特別配備態勢

種 別	時 期	態 勢
情報収集態勢	狛江市において震度4、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	総務防災課長・防災防犯係職員・消防係職員
第1特別非常配備態勢	狛江市において震度5弱、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全部長職・全課長職・防災防犯係職員・消防係職員
第2特別非常配備態勢	狛江市において震度5強、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全管理職・全係長職・全主任職・防災防犯係職員・消防係職員
第3特別非常配備態勢	狛江市において震度6弱以上、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	全職員が自発的に手段をつくして、速やかに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参加する。

第5節 市防災会議の招集

本市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害に係る対応、対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請することができる。

第6節 防災機関の活動体制

1 責務

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急と対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、

その業務について協力する。

2 活動体制

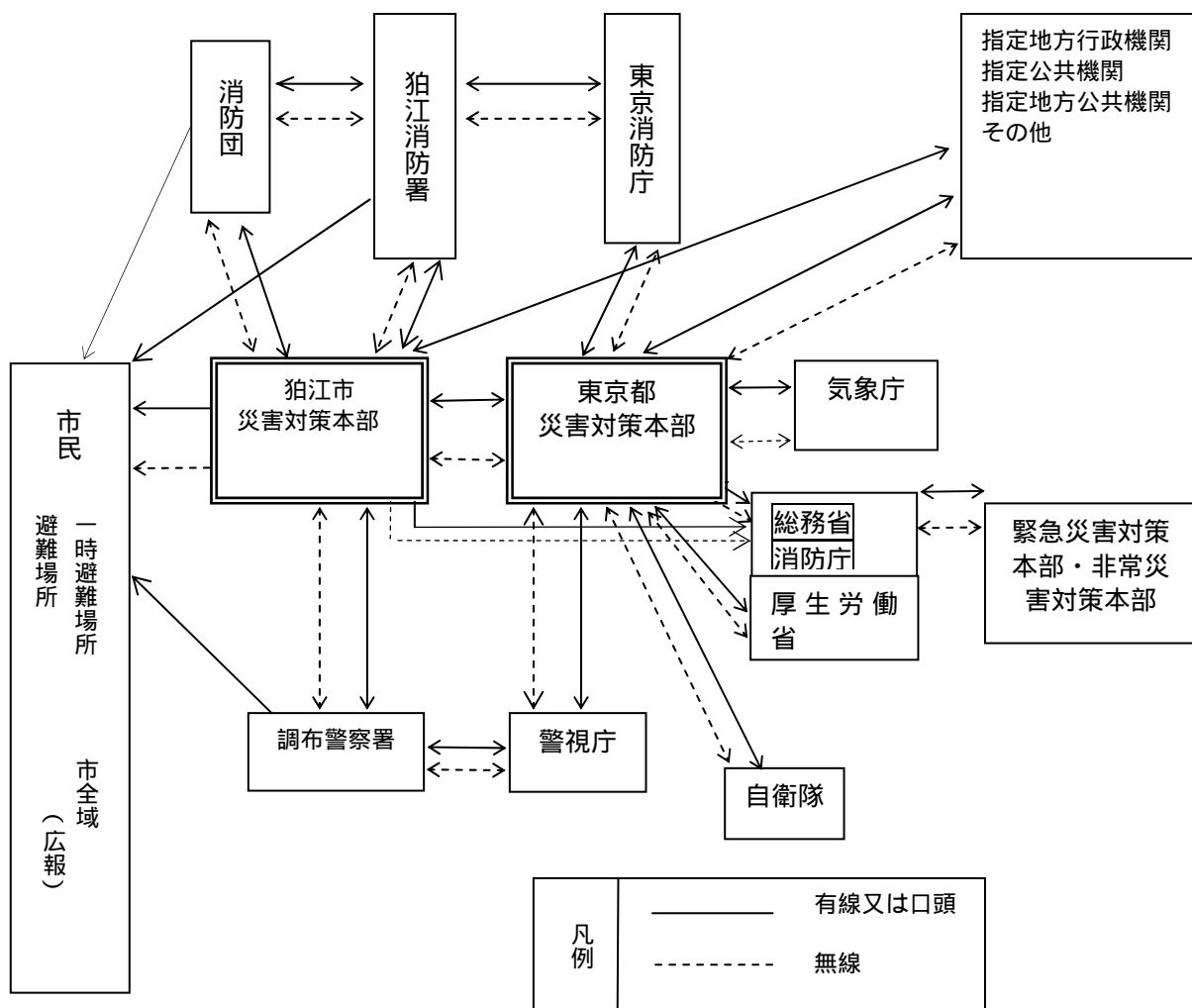
指定地方行政機関は、前記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

第2章 情報の収集・伝達

地震災害が発生した場合、各防災機関は連携して、被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに、被災住民等に対して適切な広報活動を行い、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめ、速やかに避難態勢をとるためには、迅速、的確な情報の収集、伝達が不可欠である。

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡の系統図



災害の状況により都本部に報告できない場合

狛江消防署

震災時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話及び防災行政無線等を活用し、警防本部、各消防方面本部、他の署隊本部、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。

調布警察署

震災時の情報連絡体制は、警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各警備本部及び各防災機関と情報連絡を行う。

2 通信連絡態勢の確立

市は、市防災行政無線、都防災行政無線を活用し通信連絡態勢を、次のとおり確立する。

(1) 通信連絡責任者の選任等

市及び防災関係機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。

又、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。

(2) 各機関別指定電話及び連絡責任者は、別表のとおりとする。

(3) 市本部への連絡員の派遣

災害の状況により、市本部と直接連絡する必要があるときは、市本部の求めにより、各機関は市本部に連絡員を派遣するものとする。

(4) 市本部設置後の通信連絡窓口

市防災計画における市本部及び市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置される市本部長室において処理する。本部長室においては、防災行政無線、電話、その他の通信設備を配置する。

(5) 市本部設置前の通信連絡窓口

市本部が設置されるまでの間、市への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、市総務部総務防災課が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休日・祝日においては災害対策要員が参集するまでは、宿日直（総務防災課）が担当する。

機関別指定電話及び連絡責任者一覧表

区分	機関名	連絡責任者職名		指定番号
狛江市	総務部	正	総務防災課長	03-3480-5500
		副	防災防犯係長	342-611
東京都	北多摩南部建設事務所	正	副所長	042 - 330 - 1801
		副	庶務係長	401-611
	狛江消防署	正	警防課長	03-3480-0119
		副	防災係長	
	調布警察署	正	警備課長	042-488-0110
		副	警備係長	
	多摩府中保健所	正	企画調整課長	042-362-2334
		副	庶務係長	8519-1

指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	震災	管理課長	045-503-4013 FAX045-503-4023
		水防	調査課長	045-503-4008 FAX045-503-4058
指定公共機関	狛江郵便局	正	総務課長	03-3488-4242
		副	総務課長代理	
	東日本電信電話(株)東京南	正	NTT - ME東京南支店設備部 運営担当課長	03-3760 - 8681 夜間11337608681
		副	NTT - ME東京南支店設備部 アクセス担当課長	03-3760 - 8100
	東京電力(株)武蔵野支社	正	総務グループマネージャ -	0422-90-3211
		副	総務グループ副長	0422-90-3212
東京ガス(株)西部支店	正	支店長	03 - 3396 - 2192	
	副	副支店長		
指定地方公共機関	小田急電鉄(株)成城学園前駅	副駅長		03-3483-1624
	小田急バス(株)狛江営業所	副所長		03-3480-1311

は東京都防災行政無線電話

3 通信施設の整備及び運用

(1) 東京都防災行政無線

都は、地震災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。

本市においても、以下の設備が導入され、地震、台風等の情報収集に活用している。

また、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を配備している。

(2) データ通信システム

東京都災害情報システム

東京都災害情報システムは、平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を市の端末機に提供され、災害時には、端末設置機関が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示板に表示するとともに、端末設置機関に伝達して情報の共有化を図るとともに災害対策の検討・審議に資するものである。

東京都地震計ネットワーク

地震計ネットワークは、大地震発生時に都内各地の震度情報を東京都防災センターに集約し、激甚な被害地をいち早く特定するとともに各防災機関に提供することにより、速やかな初

動体制の確立を図ることを目的としている。

本市においては、東京都が進めている「地震計ネットワーク」事業の一環として、平成18年3月に市役所敷地に計測震度計を設置している。

(3) 画像通信システム

画像通信システムは、災害現場等の状況を視覚情報として収集・伝達することによって、正確な状況の把握に役立てようとするものである。

本市にも準動画通信システムが整備され、被害状況の映像を都に送信することが可能となっている。

(4) 市防災行政無線

市では、震災時における有線が途絶した場合に備え、市役所を中心に地域内の防災行政無線の整備を図っている。

平成18年10月現在の無線施設は、固定系親局1局、屋外子局26局、移動系では基地局1局、移動局30局である。

震災時には、これらの施設を活用し、情報連絡体制の確保に努めるものとする。

4 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）

震災時において、応急対策、交通、通信電力等の確保又は社会秩序の維持など、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

優先利用が可能な機関等は、以下の適用範囲に示すとおりとする。ただし、これらの機関等であっても、あらかじめ受持の支店へ優先利用する電話の電話番号等の申込みが必要である。

(1) 電気通信設備の優先利用の適用範囲

非常扱いの通話及び電報は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

区 分	通 話 ・ 電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱い 通 話 及び電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

	5	通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保非常扱いに関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関
	6	電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7	秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間（電報は海上保安庁の機関を含む。） 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8	災害の予防又は救援のための必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

区 分	通 話 ・ 電 報 の 内 容	機 関 等	
緊急扱い 電 話	1	火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	（１）非常扱いの通話を取扱う機関相互間（前記の表中８欄に掲げるものを除く。） （２）緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（１）の機関との間
	2	治安維持のため緊急を要する事項	（１）警察機関相互間 （２）犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3	国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間

	4	天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	新聞社放送事業者又は通信社の機関相互
	5	水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関(前記の表及びこの欄の(3)までのものを除く。)相互間

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において、発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

区分	電報の内容	機関等
緊急扱い 電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取扱う機関相互間(前記の表中8欄に掲げるものを除く。) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間(海上保安庁の機関を含む。) (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

4	国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5	天災、事変その他の災害状況の報道を内容とする事項	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6	船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と病院相互間
7	水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関(前記の表並びにこの表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。)相互間

5 非常無線通信の利用(電波法第52条第4号に定める非常通信)

- (1) 非常災害時において各防災機関はそれぞれの優先通信系が被災により不通となった場合、若しくは諸種の理由によってこれを利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。

使用する無線

ア 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象事務、鉄道事務、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う機関の保有する無線

イ 放送局の保有する無線

ウ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

エ 前各号以外で無線局を有する機関の無線

非常無線電報の作成要領

ア 無線通信による場合も、無線電話による場合も電報頼信紙又は適宜の用紙を使用する。

イ 電報の記載はカタカナ、又は通常の文書体とし、1通の本文字数は200字以内(通常文書体の場合はカタカナに換算して200字以内)とすること。ただし、通数に制限がない。

ウ あて先には、住所、氏名及び電話番号（判明する場合に限る。）を記載する。

発信依頼方法

最寄りの無線局に非常無線電報を持参して依頼する。なお、非常災害発生のおそれのある場合は、あらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくものとする。

- (2) 発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力するものとする。

第2節 災害予警報の発表・伝達

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには関係防災機関や住民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

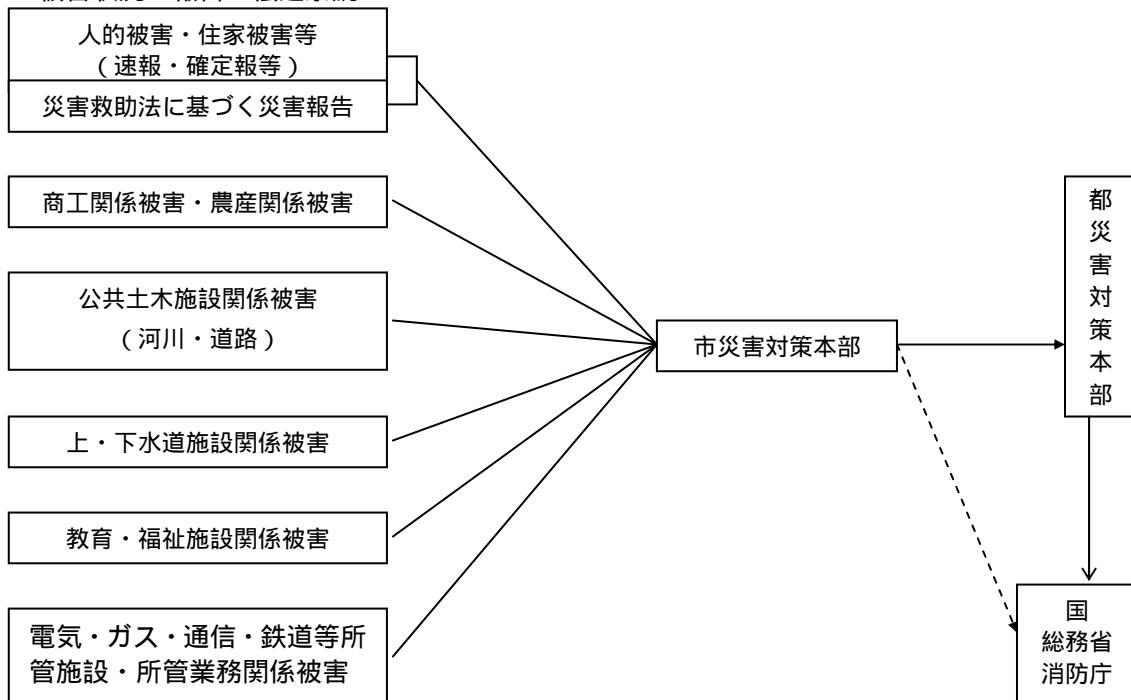
機 関 名	内 容
市	<p>1 異常現象の通報 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。通報すべき異常現象（1）地象に関するもの噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、群発地震（2）水象に関するもの異常潮位、異常波浪</p> <p>2 一般的な災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等及び市民等に周知する措置をとる。</p> <p>3 地象等予警報の伝達 市は、注意報及び警報について、都、警察署又はN T Tからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、関係機関等の協力を得て、市民に周知する。</p>
調 布 警 察 署	<p>1 地象等予警報の通報 警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、警察署管内の交番等を通じて市民に周知する。</p> <p>2 異常現象の通報 警察署長は異常現象を周知したときは、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。</p>
狛 江 消 防 署	<p>1 地象等予警報の通報</p>

	警報及び重要な注意報について、気象庁、都総務局その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに市に通報するとともに消防出張所等を通じて、管内の市民に周知する。
東日本電信電話(株)東京南	<p>1 警報の伝達</p> <p>(1) 気象業務法に基づいて気象庁からNTT虎ノ門センターに伝達された各種警報は、各市町村及び関係機関に通報する。</p> <p>(2) 津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより各市町村に通報する。</p> <p>(3) 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。</p> <p>2 警報取扱い順位等</p> <p>(1) 警報はすべての通信に優先して取扱い特に津波警報は他の警報に優先して取り扱う。津波警報(“津波なし”“津波解除”を除く)は15分、その他の警報は30分以内に通報する。</p> <p>(2) 警報の伝達料金は無料とする。</p>
その他の防災機関	その他の防災機関は、市、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

第3節 被害状況等の収集体制

市をはじめ、防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、応急対策活動と併せて、必要に応じて相互に連絡をとる。特に市は都と密接な連絡をとる必要があることから、各機関は市本部への報告・連絡を密に行う。

1 被害状況の報告・伝達系統



機 関 名	内 容						
市	<p>1 調査報告体制の整備</p> <p>被害状況の迅速かつ的確な把握を記するため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備しておくものとする。</p> <p>(1) 地域別及び被害の種別等ごとに、調査報告責任者をあらかじめ定めておくとともに、防災市民組織等の協力体制の確保等についても、定めておく。</p> <p>(2) 調査用紙、報告用紙の事前配布及び調査要領の作成、周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況等の報告</p> <p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。報告様式等は「災害報告取扱要領」（平成5年4月都総務局災害対策部）の定めるところによる。</p> <p>なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項</p> <p>災害の原因 災害が発生した日時 災害が発生した場所又は地域 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定する。） 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 市が既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 その他の必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法</p> <p>データの端末の入力による。ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。</p> <p>(3) 報告の種類・期限等</p> <p>報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1845 1362 1944"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>発災情報</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	発災情報
報告の種類	入力期限	入力画面					
発災通知	即時	発災情報					

			被害情報、措置情報
	要請通知	即時	要請情報
確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
	災害年報日	4月20日	災害総括
	<p>(4) 災害救助法に基づく報告</p> <p>災害救助法に基づく報告については、第3部第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>		
調布警察署	<p>1 全職員があらゆる活動を通じ、被害情報の収集を行い、関係防災機関との情報交換を図る。</p> <p>2 主な情報収集事項</p> <p>(1) 家屋の倒壊状況</p> <p>(2) 死者、負傷者等の状況</p> <p>(3) 主要道路、高速道路、橋りょう及び交通機関の状況</p> <p>(4) 住民の避難状況</p> <p>(5) 火災の拡大状況</p> <p>(6) 堤防、護岸等の損壊状況</p> <p>(7) 電気、水道、ガス及び通信施設の状況</p> <p>(8) その他</p>		
狛江消防署	<p>1 被害状況、消防活動状況の早期収集</p> <p>災害発生後管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により情報を収集し、とりまとめて市に通報するとともに、警察署、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</p> <p>(1) 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握</p> <p>(2) 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握</p> <p>(3) 消防車両、情報活動隊、広報車、巡回情報収集班等による被害状況等の把握</p> <p>(4) 夜間用高感度カメラを用いた消防ヘリコプターによる上空からの被害状況及び各種消防活動状況の把握</p> <p>(5) 消防職団員の参集者から被害状況の把握</p> <p>2 主な情報収集事項</p> <p>(1) 火災発生状況及び消防活動状況 (4) 避難の必要の有無及び状況</p> <p>(2) 救助・救急発生状況及び救助・ (5) 救急告示医療機関等の診療状況 救急活動状況 (6) その他消防活動上必要ある状況</p> <p>(3) 避難道路及び橋りょうの被災状況</p>		

その他の防災 関係機関	防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとつた措置、災害に対し今後とらうとする措置その他必要事項について、市に情報を提供する。
----------------	---

第4節 広報及び広聴活動

災害発生時には、市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市、関係機関は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う必要がある。又、速やかな復旧を図るため、市、関係機関において広聴活動を展開し、市民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動

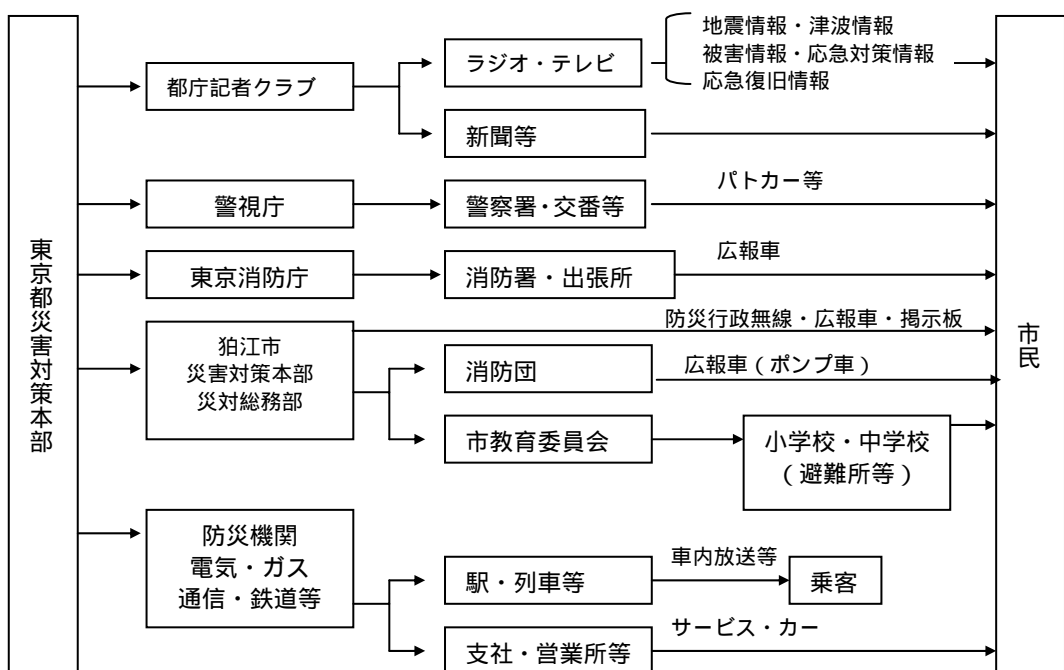
機 関 名	内 容
市	<p>市の地域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署その他現地機関と連携して、必要な広報活動を実施する。</p> <p>1 震災発生直後に行う広報</p> <p>(1) 地震の規模、気象の状況</p> <p>(2) 電気、ガス、石油ストーブによる火災予防の注意</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>2 被災者に関する広報</p> <p>(1)被害情報 (4)ライフラインの復旧状況</p> <p>(2)食料・物資等の配給状況 (5)通信・交通機関等の復旧状況</p> <p>(3)医療機関の診療状況</p>
調布警察署	<p>関係防災機関と緊密な連絡のもと広報体制を確立し、実情に即した現場広報を行い、混乱防止及び被害の拡大防止を図る。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 余震等気象庁の情報 (4) 主要道路、高速道路、橋等の被害状況及び復旧見通し</p> <p>(2) 地域の被害情報及び見通し及び復旧見通し (5) 被災地域、避難場所等に対する警戒状況等</p> <p>(3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し況等</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) トランジスターメガホン等の利用による広報</p> <p>(2) 交番(駐在所)備付けマイクによる広報</p> <p>(3) パトロール・カー、白バイ、広報車、サインカー等による広報</p>
狛江消防署	1 広報内容

	<p>(1) 災害時において、警防本部及び各方面本部から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者（高齢者・身体障がい者）への支援の呼びかけ</p> <p>火災及び水災に関する情報</p> <p>避難勧告又は避難命令等に関する情報</p> <p>人心安定を図るための情報</p> <p>救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>その他市民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) ヘリコプター及び広報車の拡声装置等</p> <p>(2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示及び口頭</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</p> <p>(4) ホームページ、消防防災メールマガジン等による情報提供</p> <p>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供</p>
<p>狛江郵便局</p>	<p>1 広報内容</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除</p> <p>(5) 郵便貯金業務の非常取扱い</p> <p>(6) 災害ボランティア口座の開設</p> <p>(7) 簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>2 広報手段</p> <p>都内1,505箇所の郵便局窓口や局前等に掲出する。</p>
<p>東京電力(株) 武蔵野支社</p>	<p>1 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。</p> <p>また、公衆感電事故、電気火災を防止するため下記による広報活動を行う。</p> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>(2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</p> <p>(3) 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>(6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p>

	<p>(7) その他事故防止のため留意すべき事項</p> <p>2 広報の方法</p> <p>広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>
東日本 電信電話(株) 東京南	<p>1 災害時における広報活動</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等での利用案内を実施する。</p>
東京ガス(株) 西部支店	<p>災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</p> <p>1 地震発生時には</p> <p>(1) ガスのにおいがする場合は、火気使用は厳禁であること。</p> <p>(2) 換気扇やスイッチの操作は行わないこと(火花によって、爆発が起こる原因ともなるので避けること)。</p> <p>(3) ガス臭い場合は、東京ガスに連絡すること。</p> <p>(4) 可能な場合はガス栓を全部閉めること。</p> <p>(5) 可能な場合は、ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。</p> <p>2 マイコンメーター(ガスメーター)が作動してガスが出ない場合、安全を確認した上で</p> <p>(1) 上部の(蓋がある場合は、丸い蓋を外し、中の)ボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>(2) 操作終了後3分間は、マイコンによる漏洩検査のため、ガスを使用しないこと。</p> <p>3 供給を停止した場合</p> <p>(1) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターコックを閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。</p> <p>(2) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめ東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。</p> <p>4 供給再開時の広報</p>

	<p>(1) あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。</p> <p>(2) 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。</p> <p>(3) 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず東京ガスに連絡すること。</p> <p>(4) ガスの使用再開後に異状を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、東京ガスに連絡すること。</p>
--	---

震災時の広報活動における主な流れ図



2 広聴活動

震災時には、発災直後から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望等に対応するため、各防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
市	<p>1 市庁舎又は避難所等に臨時相談所を設け、被災者の相談、要望、苦情等の早期解決に努める。</p> <p>2 相談所の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して決める。</p> <p>3 避難所等に相談所は設置されないときは、各避難場所の責任者が相談等に応じる。</p>
調布警察署	本署又は交番等において、警察関係の相談にあたる。

狛江消防署	狛江消防署と猪方出張所のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。
-------	---

3 報道機関への発表

(1) 市本部の発表

市本部が設置された場合、被災状況その他災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は災対総務部とする。そのため、災対総務部長は、災対各部の報道機関発表事項を総合調整し、統一を図るものとする。

なお、報道機関への発表場所は、原則として記者クラブ又は市長公室において行う。

災対総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討した上で、報道機関へ発表する。

夜間又は勤務時間外等に突発的に災害が発生し、前記、によりがたい場合は、災対総務部長は、災対関係部の部長と協議のうえ、発表するものとする。

(2) 狛江消防署の発表

消防署が行う警戒防ぎょ活動等を報道機関に発表する場合は、その時期と内容を市に通知するとともに報道の公正を期するよう発表するものとする。

(3) 各防災機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて市本部においても前記(1)により発表する。

4 放送要請

市及び関係防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

(1) 放送要請協定機関

放送要請協定機関及び協定年月日は、次のとおりである。

放 送 機 関	協 定 年 月 日
日本放送協会	昭和55年12月1日
東京放送	
文化放送	
ニッポン放送	
アール・エフ・ラジオ日本	
エフエム東京	
日本テレビ	
フジテレビ	
テレビ朝日	
テレビ東京	
日経ラジオ社	昭和56年1月10日

J - W A V E	平成 2 年 7 月 30 日
MX テレビ	平成 8 年 1 月 31 日
インターエフエム	平成 8 年 4 月 30 日
J F N B S	平成 13 年 8 月 29 日

(2) 放送要請の手続

「災害時における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目により、原則として都知事に依頼要請する。ただし、都との通信途絶等特別の事情がある場合は、放送機関に直接要請することとし、事後速やかに都に報告する。

(3) 地域の放送機関との応援協定

市は、災害時における被災状況や市からの指示事項等が広く市民に周知できるよう、地域の放送機関との協定締結を進めていく。

第3章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法の適用

1 災害救助法による救助の実施

東京都の地域に災害が発生し、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

市長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、知事はその職権の一部を市長に委任するものとする。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれかが一つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと。

<狛江市の災害救助法適用基準>

人口	基準	
	1号	2号
78,319人	80世帯	40世帯

(注) 人口は、平成17年10月1日国勢調査による。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができな

い状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

住家が滅失したもの

住家の損傷、消失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のも

住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の半焼又は消失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のも

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの及び に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4 救助法の適用手続き

(1) 災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市本部長(市長)は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長(市長)は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けるものとする。

(3) 救助法の適用を知事に要請する場合は、東京都総務局総合防災部に対し、次の事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

災害発生の日時及び場所

災害の原因及び被害状況

適用を要請する理由

必要な救助の種類

適用を必要とする期間

既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

その他必要な事項

5 救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供給

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

災害にかかった者の救出

災害にかかった住宅の応急修理

生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

学用品の給与

埋葬

死体の捜索及び処理

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- (3) 救助の程度・方法及び期間については、厚生労働大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

2 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、各救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

第3節 法による救助の実施

1 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告するものとする。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次のとおりとする。基準額については、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)により、適宜改訂を行う。

(1) 救助の程度・方法及び期間

救助の種類	救助の対象	平成18年度 費用の限度額	救助の期間	備考																																									
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費100人 1日当たり30,000円以内 加算額 「福祉避難所を設置した場合、通常の実費を加算 冬季 別に定める額	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上																																									
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼、又は流出し居住する住家が無い者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,342,000円以内とする。	災害発生の日から20日以内着工(ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	1 供給期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項に規定する期限までとする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。 4 民間賃貸住宅の借上げに代えることができる。 5 都外からの輸送費は、別枠とする。																																									
炊出しその他の食品の給与	1 遭難所に収容された者 2 全半壊(焼) 流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)などへ一時避難する場合3日分以内を現物により支給すること。	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除いた金額が限度額以内であればよい。																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることのできない者(飲料水又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼) 流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生から10日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼流失</td> <td>夏季</td> <td>17,200</td> <td>22,100</td> <td>32,600</td> <td>39,000</td> <td>49,500</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,200</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,200</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊全焼流失	夏季	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	半壊半焼床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																						
全壊全焼流失	夏季	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200																																						
	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																						
半壊半焼床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																						
	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																						
医療	医療を途を失った者(応急的措置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上																																									

		3 施術者...協定料金の額以内		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんをしたもので、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（半焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 500,000円以内	災害発生の日から1か月以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	。
学用品の給与	住宅が全半壊（全半焼）流失、床上浸水等により、学用品の喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円以内 中学校児童 1人当たり 4,400円以内	災害発生の日から1か月以内（教科書） 災害発生の日から15日以内（文房具及び通学用品）	1 備蓄物資は評価額 2 入学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺財等の現物を支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗淨縫合消毒等の処理 1 体当たり 3,300円以内 2 一時保存 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて生活に支障をきたしている場合	1 世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲とする。ただし、実情に応じ、区市町村相互間において対象数の融通ができる
輸送費及び賃金職員雇上費	1 被災者の避難 2 医痕及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

第4節 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、救助法に基づき、知事に次のような権限が付与されているが、市長は必要と認める場合、都知事と協議する。

- 1 従事命令……一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限
例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職など
- 2 協力命令……被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させる権限
例えば、被災者を炊き出しに協力させるなど
- 3 管理、使用、保管命令及び収用……特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限
 - (1) 管理……救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限
 - (2) 使用……家屋を収用施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限
 - (3) 保管……災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限
 - (4) 収用……災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

第5節 災害救助基金

1 災害救助基金の積立

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、その財源に充てるため災害救助基金の積み立てをするなどの措置を検討する必要がある。

第1節 相互応援協力

1 都との協力

- (1) 市は、都と災害対策上必要な資料の交換等平素から連絡を密にし、災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して市の地域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本部長（市長）は、災害が発生し、市の能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力について、必要に応じ、次の6「応急措置等の要請要領」の定める手続きにより都知事に要請するものとする。
- (3) 市は、災害救助法に基づいて救助をはじめ、市の地域内で行われる都の応急対策について積極的に協力するものとする。
- (4) 市は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

2 市内防災関係機関との協力

- (1) 市は、市の地域内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、市内防災関係機関と協力して、災害応急対策の実施に当たるものとする。
- (2) 市は、上記（1）に備え、平素から市の地域内の各防災関係機関と協議し、災害対策上必要な資料又は調査結果の成果を相互に交換し、協力体制の確立を図るものとする。
- (3) 指定公共機関等の場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、あるいは事前に協議して定めておくものとする。
- (4) 市内各防災機関は、災害応急対策を実施するにあたり、相互に協力してこれを行わなければならない。

3 民間団体との協力

市及び関係防災機関は、その所掌事務に係る民間団体に対し、震災時に積極的に協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

4 公共的団体等との協力体制の確立

市は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。

また、住民の隣保共助の精神に基づく自発的な自主防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。さらに、これらの団体の協力業務及び協力方法について、市地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。

- (7) 被災状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 被災証明書交付業務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

注1 公共的団体等とは、日本赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、商工会、青年会議所、交通安全協会、防犯協会、社会福祉協議会等をいう。

注2 自主防災組織とは、住民の自発的な防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

5 他市町村との相互応援協定

- (1) 震災時における応急対策の万全を期するため、隣接区・市等と平素から協力体制の確立に努めるものとする。
- (2) 「震災時の相互応援協定」の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合は、その事務が円滑に行われるよう、応援の種類、手続き等必要な事項について相互応援体制の確立に努める。

6 応急措置等の要請要領

- (1) 市が都、他区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。
- (2) 市本部長（市長）は、都に対し、応援又は他機関の応援職員の派遣のあっ旋を求める場合には、都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

都に応援又は応急措置の実施を求める場合

ア 災害救助法の適用（第3章「災害救助法の適用」参照）

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被災の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 必要な救助の種類
- オ 適用を必要とする期間
- カ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- キ その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

- ア 被災者の他地区への移送を要請する理由
- イ 移送を必要とする被災者の数
- ウ 希望する移送先
- エ 被災者の収用を要する期間
- オ その他必要な事項

ウ 都各部署への応援要請又は応急措置の実施要請

- ア 被害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

- (ウ) 応援（応急措置）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (オ) その他必要な事項

都に他区市町村、関係防災機関の応援、又は職員の派遣のあっ旋を求める場合

ア 他区市町村又は関係防災機関の応援のあっ旋を求める場合

- (ア) 被害の状況及び要請理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

イ 指定地方行政機関、他区市町村の職員の派遣のあっ旋を求める場合

- (ア) 派遣のあっ旋を求める理由
- (イ) 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

ウ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼のあっ旋を求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

都以外の機関に対する要請方法

他区市町村、指定地方行政機関等、都以外の関係防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（総合防災部）を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

経費の負担

他の区市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

<災害対策基本法第32条、災害対策基本法施行令第18条>

7 自衛隊の災害派遣

(1) 要請の時期

災害から市民の生命、財産を確保するため、本部長（市長）が必要と認めたととき

(2) 要請の方法

都総務局（総合防災部）に対し、次に掲げる事項を明らかにし、災害派遣要請を依頼する。

災害の状況及び派遣を要請する理由

派遣を必要とする機関

派遣を希望する部隊の種類・人員・車両・船舶・航空機等の概数

派遣を希望する区域及び行動内容

その他参考となるべき事項

関係法令

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

自衛隊法（昭和29年法律第165号）

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）

自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）

8 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

(1) 要請手続

市が行う要請手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって知事（都総務局総合防災部）に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

関係防災機関が行う要請手続

災害派遣の対象となる事態が発生し、関係防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、（1）に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部）に依頼するものとする。

又、緊急な避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

要請文のあて先

区 分	あ て 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊	第1師団長	〒179-0081練馬区北町4-1-1	車両・舟艇・航空機・地上部隊による各種災害の救援活動

緊急の場合の連絡先

部隊名等（駐屯地・基地名）		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部（練馬）	第3部長又は同部防衛班長（3933）1161 内線238・239FAX254 （都防災無線） 434-611	司令部当直長（3933） 1161 内線207・228 （都防災無線） 434-615
	第1後方支援連隊（練馬）	第3科長又は運用訓練幹部（3933）1161内 線503 FAX425	部隊当直司令（3933） 1161 内線424

(2) 災害派遣部隊の受入体制

他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

作業計画及び資器材の準備

各関係防災機関の長は、自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

連絡員の配備

派遣された部隊が、効率的かつ円滑に活動できるよう部隊の誘導及び本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配備する。

宿舎等の配慮

市長及び各関係防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう宿舎等必要な設備を可能な限り配慮するものとする。

派遣部隊の宿泊予定地は、市内小・中学校とする。

ヘリコプター発着予定地は、多摩川緑地公園、防衛省共済組合狛江スポーツセンター及び都立狛江高校グラウンドとする。

(3) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

市長は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

9 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	火災に際しては、利用可能な車両その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	（1）その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 （2）災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第5章 消防・危険物対策

大地震時には、火災及び危険物、有毒ガス等の漏えいなどの災害の発生が予想される。

これらの災害の拡大を防止するには、震災時における消防機関及び危険物施設の管理者等の活動態勢や応急活動、更には、他区市町村との応援協力など、応急対策の確立が必要である。

第1節 震災消防活動

1 狛江消防署の活動態勢

狛江消防署は、震災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。

また、消防団を含めて、全署をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防ぎょ活動を展開して、大震災から市民の生命、財産を守る。

(1) 震災警防本部の運営

狛江消防署に署隊本部を常設し、本庁の警防本部、第八消防方面本部と常時、震災に即応できる体制を確保している。

震災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

狛江消防署の配備態勢

項目	活動態勢
震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都に23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員、及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員は招集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。 なお、消防団員の招集は、署隊本部から連絡を受けた市が行う。

(2) 震災消防活動

項 目		内 容
震災 消防 活動	活動の基本	1 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 4 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
	部隊の運用等	1 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
	情報収集等	1 署隊本部は、本庁の警防本部、方面隊本部と所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番の通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職（団）員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

2 狛江市消防団の活動態勢

震災時の狛江市消防団の活動基本は、狛江消防署震災消防計画に準じて行うものとする。

(1) 団本部

震災時における狛江市消防団の本部は団本部器具置場に設置する。

団本部は、消防署長の所轄の下に全消防団員を指揮統括する。

団本部は、震災時において、署隊本部と連携を密にし、団の全機能をあげて効率的な部隊活動を行うとともに市民の安全確保に努めるものとする。

団本部は、署隊長の要請により、必要がある場合は、消防部隊を集結、転戦させ効果的な部隊活動を行うものとする。

団本部は、署隊長の要請を受け、各分団本部に必要な下命を行い、効果的な部隊活動を行うものとする。

団本部は、各分団本部からの情報を収集し、円滑、効果的な部隊運用が行われるよう署隊本部に情報を連絡・報告するものとする。

(2) 招集及び参集

東京地方に震度5強以上の大規模な地震が発生したときは、別途計画に定める「警戒宣言発令に伴う消防団の活動基準」に準じて参集する。

団本部派遣員として参集した団員のうち、副団長1名、他1名を狛江消防署署隊本部に派

遣し、団本部及び署隊本部と連携を密にし、情報収集を行うものとする。

(3) 震災時の消防活動

出場態勢

震災初期	各分団が自己分団受持地区を優先するものとする。
震災初期以降	自己分団受持区域外の出場にあつては、団長の命を受け出場するものとする。

分団の運用

各分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり自己分団の指揮にあたるものとする。

- ア 参集団員等の被害状況報告をもとに、分団区域内の災害の程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消火班、監視警戒班及び救出・救護班の運用を行う。
- イ 団本部に対し、消火班、救出・救護班、監視警戒班の出動状況及び分団区域内の災害状況について報告する。この場合、災害の拡大・分団運営に直接関係するものを優先する。
- ウ 団本部が必要であると判断した場合は、救出・救護班及び警戒班の集結を命ずるほか、他分団への応援出場を命ずる。
- エ 分団本部は、区域内の情報を常時、団本部に報告する。

消火班の活動

ア 消防活動

- (ア) 消火班は、分団区域内に火災が発生した場合は直ちに出場し防ぎょにあたる。ただし、同時に火災が数箇所から発生した場合は、重要地域、あるいは延焼危険のある地域を優先する。

(なお、放水口数は原則として1隊2口以上とする。)

- (イ) 消火班が防ぎょ中他の火災に転戦する場合、又は延焼防止後に転戦した場合、火災防ぎょ活動は地区消防隊及び付近住民の協力を求め、有効適切な防ぎょを行う。この場合消火班の火災防ぎょを受け継ぎ鎮圧できるよう努めること。なお、残火は再燃防止の徹底を期すること。

イ 避難場所、避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先した避難場所・避難路確保の消火活動を行う。

監視警戒班の活動

- ア 災害現場において、消防隊員から協力を要請された場合は、積極的にその指揮下に入り、積極的に災害活動を行うものとする。ただし、分団本部、又は団本部へ報告し、確認をとること。

イ 警戒要領

警戒は、分団長が地域を指定し、それぞれ分担して行うが、この場合、災害発生危険が多いと予想される場所を重点的に実施し、警戒にあつては、拡声器又はメガホン、破壊器具、ロープ、懐中電灯、トランジスターラジオ等を携行するとともに、警戒要領はおおむね次による。

- (ア) 危険物、可燃性ガス、毒物等が流出している場合は、当該事業所の管理者、責任者に流

出防止の措置を要請するとともに、警戒区域に設定し火気使用制限又は車両等の進入を禁止する。

- (イ) 火災により飛火が生ずると判断したときは、風下方面の住民に対し、飛火の警戒、飛火した場合は、付近住民の協力を求めて消火活動に従事する。
- (ウ) 避難上、又は消火活動上障害となる道路上の持出物品等を認めた場合は、所有者に整理を命じ、活動上支障のないように措置する。災害状況並びに各種情報を正しく把握し、分団長に報告する。この場合、部隊運用上及び災害の拡大に直接関係するものを優先する。
- (エ) 民心の安定をはかるため、団本部、分団、消防隊、警察官等からの正しい情報により行動する。
- (オ) 避難命令が発せられた場合は、火災の発生、延焼状況等を勘案し、団本部等の指示、命令を確認して住民に正しい情報を伝達し、安全な避難誘導に努める。
- (カ) 監視警戒班員は、災害状況、措置状況、市民の動揺状況、不確定の情報等について分団長に報告する。

充水措置

団本部は、狛江消防署の署隊長から充水の要請を受けたとき、又は消火活動中、水量の不足を生じたときは、充水するものとする。

救出・救護班の活動

ア 各種情報収集

- (ア) 小田急線電車の衝突、脱線転覆による負傷者の状況
- (イ) 病院、劇場、マーケット等多数を収容する建物の倒壊による要救助者の状況
- (ウ) 一般家屋及び工作物の倒壊による要救助者の状況
- (エ) 自動車の衝突による負傷者の状況
- (オ) 落下物による負傷者の状況
- (カ) 亀裂、断層、崖崩等による負傷者の状況

イ 発災初期における救出・救護活動

- (ア) 散発的で、かつ小規模の救助行動は、消防団員が主力となり、付近住民を指揮し実施する。
- (イ) 小規模の救出・救護活動に応じられるよう簡単な救助器具(破壊器具、ロープ、懐中電灯、手ぬぐい等)を携行するとともに、普段から応急手当、応急担架の作成要領、ロープ使用方法等の訓練をしておく。
- (ウ) 現場にある資器材を有効に活用し、付近の者の協力を得る等により救出活動を行う。
- (エ) 救出に困難が予想される場合、又は負傷程度が大きい場合、あるいは生命に危険を伴うような災害に遭遇したときは、直ちに消防署の救助隊、救急隊又は医師の要請を行う等の措置をとること。

3 地区消防隊の活動態勢

各地区隊は地域内に発生した火災に対し、市本部の要請に基づき、消防署隊、消防団分団消火班と協力し、消火にあたるものとする。

第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

石油、火薬、高圧ガス等の危険物貯蔵施設等は、地震時においては振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく予防規程や震災対策条例等に基づく防災計画の作成が義務づけられており、発生した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておく必要がある。

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流失、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 重点対象に警戒員を配置する。 2 消防隊及び施設関係者と協力して、初期防災活動を実施する。 3 警戒区域を設定し、付近住民を避難誘導する。 4 負傷者の救出及び救助活動を推進する。

2 高圧ガス保管施設の応急措置

大地震時に高圧ガス保管施設が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、当該事業所は全力を挙げ防除活動を実施するが、併せて被害を未然に防止するために関係機関への迅速、的確な通報を行うものとする。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
市	<p>事故時には必要に応じて次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する避難の勧告又は指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護

	5 情報提供 6 関係機関との連絡
調布警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡調整を行う。 2 市長が避難の指示を行うことができないと認めたと、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内に向う車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
狛江消防署	1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。又、これらの施設に対する災害応急対策については前節の「震災消防活動」により対処する。

3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊により毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合、被害が広範囲に拡大するおそれがあるため当該施設、事業所の管理責任者は全力を挙げ防除活動を実施するとともに、関係機関への迅速、的確な通報を行うものとする。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
多摩府中保健所	1 関係機関との連絡を密にし、毒物劇物にかかわる災害情報の収集、伝達に努める。 2 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための措置を講ずるよう指示する。 3 毒物劇物の飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物劇物取扱事業者に対し指示する。
狛江消防署	1 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。又、これらの施設に対する災害応急対策については前節の「震災消防活動」により対処する。
市教育委員会	発生時の活動については、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 1 発生時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落

	下等による火災等の防止 5 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法
--	--

4 放射線使用施設の応急措置

地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射性同位元素、又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告することとされている。

文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 機関別対応処置

機 関 名	対 応 処 置
狛江消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。又、消防機関は、前節の震災消防活動により災害応急活動を行うものとする。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等人命安全に関する応急措置

5 危険物等輸送車両の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両

機 関 名	対 応 処 置
調布警察署	1 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための通常必要と認められる措置をとることを要請する。
狛江消防署	1 第2部第3章第4節第4項の危険物等の輸送の安全化に基づき、交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、前節の震災消防活動により対処するものとする。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
粕江消防署	<p>事故時の対応措置</p> <p>事故の通報を受けた粕江消防署は、警防本部に報告し、警防本部は直ちにその旨を総務局に通報するとともに事故の把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。</p>

第6章 避難

大地震時には、地すべり、延焼火災などが発生するおそれがあり、住民の避難を要する場合が数多く出現するものと予想される。被災者の生命、身体等の安全を確保するため、平常時から避難に必要な態勢の整備を図るものとする。

なお、避難場所等の定義は、次のとおりとする。

1 避難場所（広域避難場所）

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

2 一時（いつとき）避難場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する小・中学校のグラウンド等をいう。

3 避難道路

避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

4 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する小・中学校等の建物をいう。

第1節 避難態勢

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められたときは、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

1 避難の勧告・指示

勧告と指示の相違点は、人命、身体の危険の切迫する度合いに対応しており、指示は勧告よりも被災の危険が目前に切迫していることを一般に受け止められることを期待して発表される。また拘束力も指示のほうが強い。

各機関の避難の勧告・指示は次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	1 市の地域内において危険が切迫した場合には、市長（本部長）は調布警察署長及び狛江消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、直ちに都本部に報告する。

	<p>2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。</p> <p>3 平常時から地域又は自主防災組織単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるものとする。</p>
都	<p>知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難指示を行うほか、災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。</p>
調布警察署	<p>火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官が居住者、滞在者、その他の者に対し、避難の指示を行う。</p> <p>この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。</p>
狛江消防署	<p>消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の勧告・指示を行う。</p> <p>この場合直ちに市長に通報する。</p>

2 避難誘導

各機関の避難誘導は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
市	<p>避難の勧告・指示が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団等の協力を得て、地域又は自主防災組織、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を集合させたのち、防災市民組織のリーダーや事業所の管理者等を中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。</p> <p>なお、避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。</p> <p>震災の状況に応じ、学校長（園長等）以下各担任教師（担任保育士等）を中心に、児童（園児等を含む）・生徒の安全確保できる避難誘導をするよう指導する。</p>
調布警察署	<p>自主統制により一時避難場所に集合した地域住民、事業所職員等のリーダーを中心に編成した集団を単位に、指定された避難場所に避難させる。</p> <p>この場合、病人、老人、身体障がい者等災害時要援護者は優先して避</p>

	<p>難させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における各個広報活動を行う。 2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連携により、必要な避難措置を講じる。 3 避難場所においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集及び広報活動、行方不明者等の把握並びに危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害の拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を調布警察署に通報する。 2 上記の避難経路等については、安全確保に努める。

3 避難方式

(1) 一時避難場所に集合した後避難場所へ避難（2段階避難）

震災時における避難方式は、防災会等自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難場所に避難する集団避難方式が有効である。しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常の生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずるおそれもある。

一時避難場所は、こうした混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に身近な学校のグラウンド等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として市が事前に選定するものであり、その効果は次のとおりである。

情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。

近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。

市の職員、警察官又は防災会等自主防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。

避難者は、ここで災害の拡大状況等の様子を見ながら、防災会等自主防災組織の組織のリーダー、市の職員、警察官等の誘導により避難場所への避難を行う。

一時避難場所の選定基準等は、次のとおりである。

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、団地の広場等とする。
選定者	市が防災市民組織や警察、消防等関係防災機関と協力し選定する。
選定数	14箇所（平成19年1月現在）

一時避難場所設置計画一覧

場所（施設）名	所在地	面積（㎡）
狛江第一小学校グラウンド	和泉本町 1 -37- 1	9,435
狛江第三小学校グラウンド	猪方 1 -11- 1	15,957
狛江第五小学校グラウンド	東野川 1 -35-13	10,375
狛江第六小学校グラウンド	駒井町 1 -21- 1	10,999
和泉小学校グラウンド	中和泉 3 -33- 1	12,098
緑野小学校グラウンド	和泉本町 4 - 3 - 1	13,630
狛江第一中学校グラウンド	和泉本町 2 -15- 1	18,210
狛江第二中学校グラウンド	猪方 2 - 7 - 1	15,829
狛江第三中学校グラウンド	元和泉 1 -23- 1	13,636
狛江第四中学校グラウンド	東野川 4 - 1 - 1	12,875
旧第七小学校グラウンド	西野川 4 - 8 - 1	5,597
西和泉グラウンド	西和泉 1 -16- 1	14,176
都営団地（公園）	和泉本町 4 - 7	5,075
多摩川住宅（公園）	西和泉 1 ・ 2 丁目	15,700

(2) 避難場所（広域避難場所）への直接避難

市における避難方式は、前記(1)の2段階避難方式を基本とするが、避難の勧告や指示を行ういとまがない場合や地域の実情や災害の状況により、避難場所への直接避難も行うものとする。

(3) 避難場所（広域避難場所）の運用

震災時における避難場所の運用は原則として市が行う。

機 関 名	内 容
市	<p>避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておくものとする。</p> <p>なお、措置内容等は、おおむね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置すること。 2 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。 3 傷病者に対し救急医療をほどこすため、救護所及び医師等を確保すること。 4 避難場所の衛生保全に努めること。 5 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施すること。

	6 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。
--	---

第2節 避難場所（広域避難場所）・避難道路の安全化

震災時においては、行政と市民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要となる。市は、そのような事態に備えであらかじめ避難場所・避難道路を確保している。

1 避難場所（広域避難場所）・避難道路の指定

避難場所は、主として大震災時の市街地大火から市民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保するものであり、区部では東京都震災対策条例第47条に基づき指定している。

狛江市では、大火が収まるまでの対応として区部に準じて下記のとおり避難場所を指定している。

多摩川左岸一帯 : 570,000.00m² (57.0ha)

市立西河原公園 : 16,070.61m² (1.61ha)

防衛省共済組合狛江スポーツセンター : 16,822.41m² (1.69ha)

東京都水道局資材置場についても避難場所として検討する必要がある。

指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としているが、遠距離避難地域又は火災による延焼の危険性が著しい地域については、避難者を安全、円滑に誘導するため、既設の市道について、避難道路として整備する必要がある。

(1) 避難場所の指定の考え方

周辺市街地大火によるふく射熱(2,050Kca1/m²h)に対し、安全を確保できる有効面積があること。

震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1m²を確保できること。

なお、西河原公園等を含む、和泉多摩川緑地は、都市計画決定されている約20haについて、避難場所としての市民のより一層の安全性等を確保するため、その整備手法や手順について検討していく。なお、検討にあたっては、今後とも関係機関との協議を進める。

2 避難場所・避難道路の安全化

(1) 避難道路、橋梁の整備

指定避難場所への避難方法については、任意の経路を利用して避難することを原則とするが、避難場所までの距離が約3km以上の地域又は火災による延焼の危険性が著しい地域には避難道路を指定することとなっている。

狛江市内では、ほとんどの地域が避難場所までの距離が3km以内であるが、完成もしくは

概成している都市計画道路が避難道路として考えられる。

更に、避難者を安全かつ円滑に誘導するため、未整備である調3・4・2号、調3・4・16号、調3・4・17号について早朝に整備を図ることが必要である。また、橋梁、河川施設などの公共土木施設の耐震性の維持に努める。

(2) 消防水利の整備

避難場所・避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者は危険な状態に陥るので、避難者の安全を確保するための消火活動と消防水利の確保が必要不可欠である。避難場所・避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するために、巨大水利の確保や防火水槽の整備及び街頭消火器の増設を推進する。

(3) 避難道路沿い施設の安全化

水道施設

主要道路や避難道路に埋設されている配水管が地震により大きな被害を受けた場合、発災後の諸活動や避難者の円滑な避難に支障をきたすため、耐震性に劣ると考えられる施設については、管の取替、防護等を実施し、耐震性の強化を図る。

電気施設

避難道路の安全確保及び円滑な避難誘導を行うため、次の設備強化及び維持管理の強化を行っている。

ア 設備強化

(ア) 避難道路に施設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。

(イ) 電線の混触による短絡断線防止対策として、絶縁電線を使用している。

(ウ) 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空又は気中開閉器を使用している。

イ 設備管理

避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。

ガス施設

避難場所・避難道路等の安全性を確保するため、導管については、状況に応じた最適な材料、継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上を図るとともに、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第3節 避難所の設置・運営

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食糧等の配布を行うなどの保護を行う。

1 避難所の開設等

- (1) 市は、必要に応じて別表の施設の中から避難所を開設する。
- (2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所に連絡する。
- (3) 避難所を開設した場合は、災対教育部長は管理責任者を定める。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (5) 避難所の運営に必要な照明設備等の資機材、食糧の備蓄、台帳等をあらかじめ整備し、避難所機能の強化を図る。
- (6) 何らかの事情により避難所が開設されない場合又は避難所が不足する場合には、必要に応じて都福祉保健局の調達する資材により、一時的に被災者を収容するため、野外に収容施設を設置する。
- (7) 野外収容施設の設置期間は避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
- (8) 避難所の地区割当は行わないものとするが、努めて地域や町会・自治会別に収容するよう配慮する。
- (9) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプラバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (10) 避難所の収容基準は、概ね次のとおりとする。
 - 一時収容3.3㎡当り4人
 - 長期収容3.3㎡当り2人

避難所設置計画一覧

施設名	所在地	電話	体育館の 延面積	構造	収容人員		給食 能力
					一時	長期	
狛江第一小学校	和泉本町 1-37-1	3480-0241~2	(㎡) 956	S	(人) 1,159	(人) 579	(人) 1,000
狛江第三小学校	猪方 1-11-1	3480-8585~6	893	S	1,082	541	1,000
狛江第五小学校	東野川 1-35-13	3489-4430.4463	714	S	865	433	1,000
狛江第六小学校	駒井町 1-21-1	3480-9981~2	700	S	848	424	1,000
和泉小学校	中和泉 3-33-1	3480-3881~2	711	S	862	431	1,000
緑野小学校	和泉本町 4-3-1	3489-5418~9	854	S	1,035	518	1,000
狛江第一中学校	和泉本町 2-15-1	3480-0121~2	926	RC	1,122	561	0
狛江第二中学校	猪方 2-7-1	3480-8891~2	1009	RC	1,223	612	0
狛江第三中学校	元和泉 1-23-1	3489-5416~7	909	S	1,102	551	0
狛江第四中学校	東野川 4-1-1	3480-9691~2	946	S	1,147	573	0
西和泉体育館	西和泉 1-16-1	0424-83-4940~1	694	S	841	421	0
上和泉 地域センター	和泉本町 4-7-51	3489-9101	540	RC	655	327	30
狛江高校	元和泉 3-9-1	3489-2241	1,056	RC	1,280	640	0

上記以外に地域センター、公民館、保育園、学童保育所等の使用も検討する。

2 二次避難所（福祉避難所）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておくものとする。
- (2) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた建物を利用する。
- (3) 指定した二次避難所（福祉避難所）の所在地等について都福祉保健局に報告する。
- (4) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに都福祉保健局、狛江消防署、調布警察署及び多摩府中保健所等関係機関に連絡する。

現在、二次避難所（福祉避難所）に、あいとびあセンターを指定しているが、今後他の社会福祉施設についても協定の締結を検討していく。

3 避難所の管理運営

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に避難所運営マニュアルを作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとする。

(1) 避難所の管理

災対教育部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指定するものとする。

避難所に配置された職員は、本部の指示に基づき、施設の管理者及び防災会等自主防災組織等協力団体の協力を得て避難の管理を行う。

避難所配置職員の任務

ア 避難者の受付及び人員把握

イ 収容者の組織編成

収容者をなるべく防災会等自主防災組織等地域ごとに適当な人員によって班を編成し、役員を決め、市職員の業務について協力を要請する。

ウ 物資の受払及び配分

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受払い及び配分を行う。

エ 諸記録及び報告

避難所の運用管理状況等必要な記録をし、市本部に報告する。

(2) 避難所の運用

避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を適切に配置すること。

情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。

傷病者に対し、救急医療を行うため、救護所及び医師を確保すること。

避難所の衛生保全に努めること。

避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を決め、平等かつ能率的な配給を実施すること。

避難解除となった場合の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

4 被災者の他地区への移送

- (1) 市長は、市内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した場合、市長は、所属職員の中から、移送先における避難所の管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。
- (3) 都から被災者の受入れを指示された区市町村は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、被災者を受け入れた区市町村は運営に協力する。
- (5) その他、必要なことは、その都度定める。

第7章 警備・交通規制

震災時に警察は、市民の生命、身体及び財産の保護及び各種の犯罪の予防、鎮圧及び捜査、交通の取締り、その他被災地における公共の安全と治安の秩序の維持に当たることが極めて重要である。

第1節 警備活動（調布警察署）

災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、関係機関は、速やかに総力をあげて市民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取締りその他公共の安全と秩序の維持等を行う。

1 警備本部等の設置

警視庁管内に大震災が発生した場合には、各級警備本部を設置して指揮態勢を確立する。

2 部隊運用等

- (1) 警備要員は、東京都（島しょを除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に自主的に参集する。
- (2) 調布警察署長は、部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。

3 警備活動

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 被災者の救出、避難誘導
- (3) 行方不明者の調査
- (4) 遺体の検視（見分）
- (5) 交通規制
- (6) パトロール活動等による公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制（調布警察署）

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧、確保等応急対策活動を行う上で不可欠である。

1 交通対策

(1) 交通規制の実施

大地震の発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な

緊急車両の通行を確保することを最重点として、次の交通規制を実施する。

第1次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大地震が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとる。

ア 都県境、国道16号線における規制

国道16号線以東の都県境では、車両の流入、流出とも通行禁止、国道16号線以西から都心方向への車両は進入禁止とする。

イ 通行禁止区域

多摩川、国道246号線、及び環状7号線の内側の区域を全面車両通行禁止とする。

ウ 緊急交通路

別表1に掲げる避難者及び緊急通行車両用の37路線（以下「交通確保指定37路線」という。）は、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

なお、高速道路（首都高速道路及び高速自動車国道）の規制区域は、別表1の37のとおり

第2次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。この場合、次の規制措置を基本とし、第1次交通規制において実施中の規制は、状況に応じその一部を変更又は解除する。

ア 都心部に被害が集中している場合の規制措置

(ア) 通行禁止区域の拡大・縮小

通行禁止区域は次の区域を基準として拡大又は縮小する。

a 下町区域

外堀通り、昌平橋通り、不忍通り、尾竹橋通り、荒川放水路の内側

b 環状5号線内側区域

環状5号線、尾竹橋通り、荒川放水路の内側

c 環状6号線内側区域

環状6号線、中山道、環状7号線、荒川放水路の内側

d 環状7号線の内側区域

環状7号線の内側

e 環状8号線内側地域

多摩川、国道246号線、環状8号線、笹目通り、都県境の内側

(イ) 都心地区指定路線の視察

別表第2に掲げる都心地区36路線（以下「都心地区指定36路線」という）の道路状況を視察する。

(ウ) 緊急交通路

都心地区指定36路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、通行禁止区域外であっても全線車両通行禁止とする。

イ 多摩地区に被害が集中している場合の規制措置

(ア) 緊急交通路の追加指定

別表3に掲げる多摩地区指定12路線のうち、通行可能な路線の中から緊急交通路を追加指定し、全線車両通行禁止とする。

ウ 都内全域に被害が拡大している場合の規制措置

前記ア及びイの規制措置を同時に実施する。この場合、通行禁止区域にあつては、必要により国道16号線以内又は都内全域にその区域を拡大する。

エ 一般道路

国道16号線以内への車両の流入規制に必要な地点

2 留意事項

- (1) 第1次交通規制の前提となる「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。
- (2) 通行禁止区域(面的規制区域)内への規制を行う線となる外周の道路(環7等)については、規制した車両のう回路とするので規制しない。
- (3) 第2次交通規制に示す規制措置はあくまでも基本であつて、必要に応じこれらによらない規制措置を行う。特に、時間の経過により状況が変化するため、実施する規制措置もこれに対応させていく。

3 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

都県境及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、調布警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(3) 装備資器(機)材の効果的な活用

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、ロープ、セーフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

(4) 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

4 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

5 緊急通行車両等の確認事務等

緊急交通路の起終点及び交通要点に設ける交通検問所等において緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

6 広報活動

(1) 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等によ

る現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

- 1 家族との連絡・避難等には、車両を使用しない。
- 2 通行禁止区域内の道路上にある車両の運転者は、速やかに駐車場、公園、空き地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近や幹線道路を避け、道路の左端に寄せて停車する。
- 3 緊急交通路上の車両の運転者は、速やかに直近のう回路等の緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動する。ただし、高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。
 - (1) あわてずに減速し、左側（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側）に寄せ、右側（又は道路中央部分）を開けて停車し、エンジンを切る。
 - (2) カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。
 - (3) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - (4) ラジオ、文字情報等による警察や道路公団等からの指示、案内又は誘導を待って行動する。
- 4 通行禁止区域内若しくは緊急交通路上であっても、やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大原則を守る。
 - (1) 交差点を避け道路の左端に寄せて停車する
 - (2) エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする
 - (3) 窓を閉め、ドアはロックしない
 - (4) 貴重品を車内に残さない

別表 1 交通確保指定37路線

第一京浜（日本橋～六郷橋）	三鷹通り（下布田～中央通り）
第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	21 小金井街道（八幡宿2～郵便局前）
中原街道（中原口～丸子橋）	22 府中街道（寿町3～秋津3）
目黒通り（清正公前～等々力不動前）	23 芋窪街道（曙町2～芋窪）
玉川通り（三宅坂～上馬）	24 残堀街道（宮沢東～三ツ木）
甲州街道（桜田門～都県境）	25 志木街道（秋津3～郵便局前）
青梅・新青梅茸道（新宿大ガード西～田無本町1～北原、瑞穂松原～都県境・北原～瑞穂松原）	26 新奥多摩街道（日野橋～青梅市役所下）
目白通り（九段坂下～三軒寺）	27 吉野街道（友田～青梅市民会館南）
川越街道（本郷3～東埼橋）	28 滝山街道（左入町入口～友田）
中山道（室町3～戸田橋）	29 町田街道（町田街道入口～町田辻）
北本通り（王子駅前～新荒川大橋）	30 北野街道（高幡橋南～八王子館町）
日光街道（日本橋元標～毛長川橋）	31 川崎街道（新大栗橋～川崎街道入口）
水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）	32 多摩ニュータウン通り（多摩センター入口～乞田新大橋）
京葉道路（浅草橋～谷河内）	33 八王子立川線（石川入口～多摩大橋）
蔵前橋通り（湯島1～市川橋）	34 鎌倉街道（本宿2～都県境）
中央南北線（日野橋～砂川第二）	35 大和バイパス（町田市内）
東八道路（宇宙研究所前～栄町3）	36 小作北通り（小作坂下～今井馬場崎）
五日市街道（関前～五日市駅前）	37 高速道路（首都高速道路及び高速自動車国道全線）
井の頭通り（大塚2～関前）	

別表 2 都心地区指定36路線

駒沢通り補助5号線（南青山7～多摩美大前）	25 清澄通り（吾妻橋2～勝どき2）
六本木通り（国会下～渋谷2）	26 内堀通り（平川門～赤羽橋）
世田谷通り（三軒茶屋～多摩水道橋）	27 外堀通り（八重洲中央口～八重洲中央口）
井の頭通り（代々木公園交番前～大原第2）	28 環状5号線（浜崎橋～古川橋～新木場1）
赤坂杉並線（山王下～代々木公園交番前）	29 環状6号線（新東海橋～仲宿三叉路）
早稲田通り（飯田橋～善福寺）	30 新大宮バイパス（北町8～三園2）
大久保通り（神楽坂上～高円寺南1）	31 高島通り（志村坂下～三園2）
昌平橋通り（昌平橋～池の端）	32 晴海通り（日比谷～東雲）
尾竹橋通り（鶯谷駅前～谷塚橋）	33 平和橋通り（千住新橋～八蔵橋）
言問通り（本郷弥生町～言問橋西詰）	34 船堀街道（東小松川～湾岸道路接）
浅草通り（上野駅前～福神橋）	35 水元公園通り（金町1～水元公園）
千葉街道（東小松川～市川橋）	36 本郷通り（東大農学部前～王子駅前）
大手町両国線（大手町～両国橋西詰）	

永代通り（日本橋～日曹橋） 皇居前八丁堀線（二重橋前～永代橋西詰） 海岸通り（蓬莱橋～鈴ヶ森） 旧海岸通り（汐路橋～新東海橋） 三ツ目通り（言問橋東詰～辰己3第2） 四ツ目通り（押上駅前～東陽公園前） 不忍通り（目白台2～上野公園前） 21 外苑東通り（飯倉2～鶴巻町） 22 靖国通り（新宿大ガード西～浅草橋） 23 日比谷通り（日比谷～芝5） 24 中央通り（万世橋～上野駅前）	
---	--

別表3 多摩地区指定12路線

五日市街道（五日市街道入口～関前） 奥多摩街道（日野橋～小作坂下） 岩蔵街道（箱根ヶ崎～小曾木街道） 川崎街道（新大栗橋～矢野口） 小金井街道（郵便局前～清瀬橋） 青梅街道（田無本町1～瑞穂松原）	鶴川街道（町田駅前～下石原） 新小金井街道（若松町2～茜屋橋） 吉祥寺通り（関町2～給田） 所沢街道（北原～都県境） 府中街道（大丸～寿町3） 志木街道（郵便局前～下清戸）
---	---

第8章 緊急輸送

物資等の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。輸送路と輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

第1節 緊急物資輸送ネットワークの整備

1 緊急物資輸送ネットワーク

緊急物資輸送ネットワークは、都内の広域輸送基地等と他県とを主要道路で結び、かつ区市町村内の地域内輸送拠点等にもつながる道路網であり、本市の場合は、世田谷通りがこれに該当する。

その選定の考え方は次のとおりである。

緊急物資輸送ネットワークの選定の基本的な考え方

- 1 震災時における迅速な物資輸送を確保するため、他県と都を結ぶ主要道路と都内の陸上、海上、航空、水上輸送基地及び地域内輸送拠点等を結ぶ道路を緊急物資輸送ネットワークとして位置づけ、あらかじめ選定する。
- 2 物資輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」との整合を極力図るものとするが、地域内輸送拠点等へのアクセス等の関係から、緊急交通路以外の路線であっても、必要に応じ選定する。

2 輸送拠点

(1) 広域輸送基地

他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、都は広域輸送基地を定めており、本市地域に隣接している基地は次のとおりである。

区分	項目	施設名称	所在地	備考
	陸上輸送基地	世田谷市場	世田谷区大蔵 1 - 4 - 1	

(2) 地域内輸送拠点

市の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送の拠点は、原則として狛江市役所（市民ひろば）とする。

(3) 輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、できるだけ速やかに代替地を選定確保する。

3 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測される。このため

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定しておくものとする。

第2節 緊急道路啓開等

地震時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱などの障害物が道路上散乱することが予測される。被災者の救援救護活動はもとより緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、都及び市は、緊急交通路等を確保するための緊急道路啓開（緊急道路障害物除去）路線を選定している。震災時、各道路管理者は、この選定路線について路上障害物の除去及び陥没やき裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

なお、緊急道路啓開とは、選定した緊急道路啓開路線において、原則として緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を図ることである。

1 緊急道路啓開路線の選定

震災時において緊急道路啓開を実施する路線の選定は、次の基準により行う。

選定基準（都建設局）	1 緊急交通路の路線 2 緊急物資輸送ネットワークの路線 3 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 4 上記1～3の路線と主要公共施設（病院等）警察署及び消防署等を結ぶ路線 5 上記1～4は、原則として、幅員15m以上の道路の路線
------------	---

(1) 狛江市内では、都道3号世田谷・町田線、都道11号大田・調布線、都道114号武蔵野・狛江線、市道3号線・都道114号線武蔵野・狛江線の4路線は、都の緊急啓開路線に指定されている。

(2) 市は、被災者の救援、救護活動及び緊急物資の輸送を確保するため、市内の災害拠点を結ぶ道路を緊急啓開道路として指定し、その整備を促進する。

2 緊急啓開作業態勢

(1) 都は、緊急啓開路線については、最優先に除去作業を実施することとしている。市では、これらの路線の障害物の状況を調査し、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、都が行う啓開作業に協力する。

(2) 市の緊急啓開道路については、障害物の状況を調査し、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告を行うとともに、協定に基づき狛江市建設業協会、狛江市建設業協力会に障害物除去等応急措置について協力を求める。

(3) 啓開用資機材の整備

都建設局及び市は、平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行うものとする。

3 河川障害物除去

市内の各河川については、その機能の確保を図るため、管理者は障害物除去作業を実施する。

市は、管理者の行う除去作業に協力する。

第3節 輸送車両等の確保

災害応急対策を実施するために必要な人員と物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものである。特に迅速な消防活動、適切な救援、救護活動は車両の円滑な調達を前提としている。

1 車両等の調達・手配

- (1) 市をはじめ各防災機関は、独自に車両の運用調達を定め、災害時の応急対策活動に備える。
- (2) 本部設置後は、災対市民部が市保有車両の集中管理、外部からの集中調達を行う。
- (3) 災対市民部は、市各部がその所掌業務遂行上必要とする車両について検討、調整し、第一次的には各部保有の車両を配分する。
- (4) 市保有車両に不足を生じる時は、災対市民部は、都財務局及び関係防災機関に車両の供給を要請するとともに、市内運送業者等の協力を得て、車両を調達する。

市の所有車両一覧表（消防団車両を除く）

（平成19年1月1日現在）

乗用車	貨物自動車（トラック）		貨客両用車（バン）	ダンプカー	軽自動車	その他バス マイクロバス	バイク	合計
	大型	小型						
4	1	6	27	3	3	0	1	45

- (5) 借上による車両を調達する場合の料金については、別途協議して定める。
- (6) 車両燃料の確保を図るため、事前に関係業者と、災害時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。

2 緊急通行車両等の確認

警戒宣言発令時及び、震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置のもとで大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条に基づく緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第33条の2に基づく緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

このため、地震防災応急対策に従事する緊急通行車両等であることの確認を調布警察署長に申請する。

- (1) 確認実施機関
警視庁 市長が確認する車両を除いた他の車両については、都公安委員会が確認を行う。
- (2) 確認対象車両
緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両、又は次のいずれかに該当する車両

であること。

- ア 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
 - イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
 - ウ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
 - オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
 - カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
 - ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
 - ケ 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
 - コ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの
- 指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し、又は警戒宣言発令時並びに災害発生時、調達契約の相手方から調達する車両であること。

第4節 人員及び救助物資等の輸送

1 人員輸送

避難勧告が発せられた場合における住民の輸送は原則として行わない。ただし、災害時要援護者等の自主的避難促進のため、市本部長が必要と認めるときには、市保有車両により緊急輸送する。

2 資材及び物資の輸送

- (1) 災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送は、車両の集中管理を行う災対市民部において配車等の事務を総括することとし、他の災対部の適切な協力を得て実施するよう努める。
- (2) 都等へ資材及び物資を要請した場合、又は災害救助法の適用に基づく救助物資等は、都が指定する引継場所から輸送する。

第9章 救助・救急

震災時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、関係機関が連携・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第1節 救助・救急活動態勢等（狛江消防署、調布警察署、狛江市消防団）

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

機 関 名	活 動 態 勢 ・ 内 容
狛江消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 4 傷病者を、適応する医療機関に迅速に搬送する。
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊（署員編成の部隊、機動隊等）を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護班若しくは医療機関に引き継ぐ。 3 救出・救護活動にあたっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 4 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出・救護の万全を期する。
狛江市消防団	<p>消防力に余力がある場合は、消防署、警察署と協力し、救助・救急活動にあたる。</p>

第2節 救助・救急体制

1 狛江市消防団の救助・救急体制

- (1) 救助については、消防活動計画に基づく活動を行っても、なお消防力に余力がある場合に限って、必要に応じ適宜救助に転用する。
- (2) 救急活動は原則として次のような分担で行う。

活動区分 担当区域	担 架 班	交通整理・現場管理
小田急線以南	2・3・5・8分団	1・6・7分団
小田急線以北	1・6・7分団	2・3・5・8分団

(3) 救出・救護活動能力の向上

応急救護資器材(担架・救急カバン等)の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

2 市民の自主救出活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助を必要とする事案が予想されるので、市民による地域ぐるみの救出・応急救護活動が必要となる。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめとして、防災市民組織の救出救護員及び市民に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

(2) 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが応急救護を行えるようにする必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

第10章 医療救護

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。

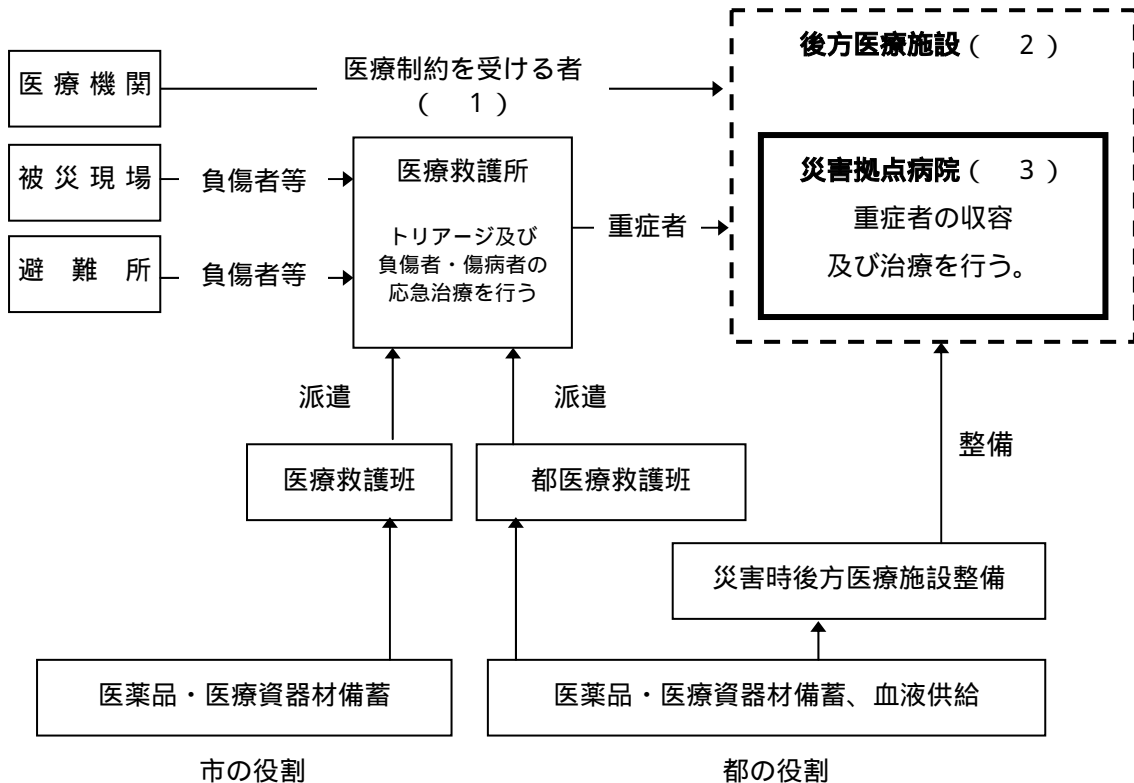
医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守るかなめである。市は、各防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本章では、医療情報の収集伝達、初動医療体制、負傷者等の搬送体制及び後方医療体制等の施策について定める。

災害時における医療救護の流れは、次のとおりである。

市は、地域の被害状況等に応じて開設する医療救護所に医療救護班の派遣を行うとともに、医薬品・医療資器材の備蓄に努める。

大災害時の医療救護の流れ



- 1 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。
- 2 「後方医療施設」とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関をいう。
- 3 「災害拠点病院」とは、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担うとして東京都が指定している病院をいう。

第1節 医療情報の収集伝達

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。

1 被害情報の収集

市は、医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所、災害拠点病院・都立病院・救急告示医療機関以外の病院)の被害状況や活動状況等について把握し、都福祉保健局に報告する。

2 医療機関との連絡

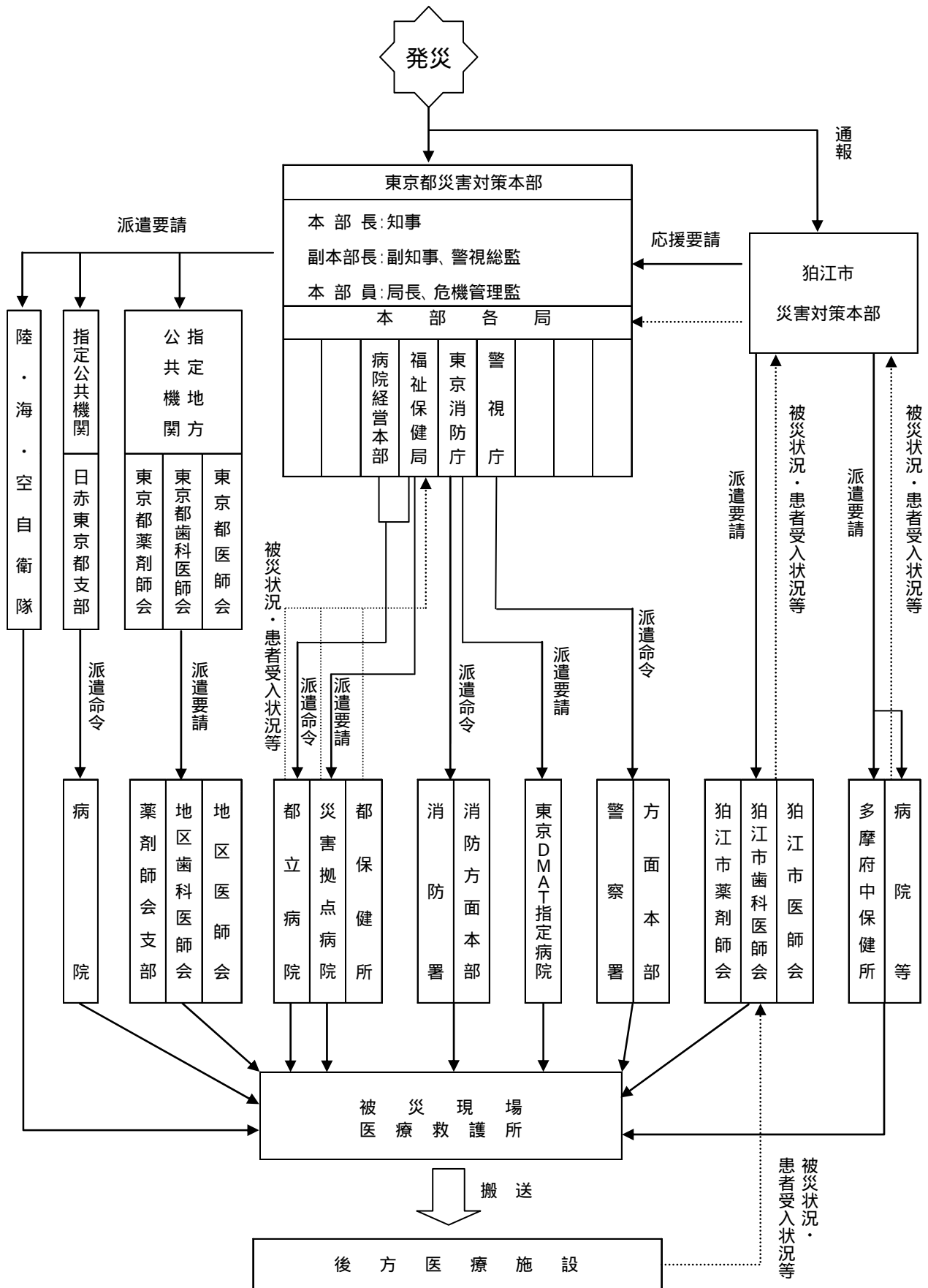
災害発生直後において、初期医療救護活動を円滑に実施するために、医療機関及び医療救護班等との情報連絡手段を確保する必要がある。

市は、管内の医療機関及び医療救護班との連絡に有線電話及び防災行政無線により、通信手段の確保に努める。

3 市民への情報提供

市は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況を、防災行政無線、広報車、市報等を通じて市民に広報するとともに、市民に対する相談窓口を設置し、医療情報の周知や医療相談に対応する。

< 医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図 >



区市町村と協定締結済の場合等に運用する。

第2節 初動医療体制

災害時における医療救護は、市が一次的に実施する。このため、市は災害時において速やかに医療救護活動ができるよう市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成する。市医師会等は市からの応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合は、医療救護班を派遣する。

都は、これらを応援・補完する立場から医療救護班を編成し、応援要請があった場合及び医療救護の必要があると認めた場合に、医療救護班を派遣する。

1 医療救護班の編成

(1) 市医師会医療救護班

医療救護班の編成人員は医師1人、看護要員1人、事務員1人で1班とする。事務員については市本部において配置することができる。また、出勤する班の数及び形態は市本部長と市医師会長が協議して定める。

(2) 市歯科医師会医療救護班

医療救護班の編成は、歯科医師1人、歯科衛生士1人、事務員1人で1班とする。事務員については市本部において配置することができる。

(3) 市薬剤師会医療救護班

医療救護班の編成は、薬剤師3人で1班、または、薬剤師2人、事務員1名で1班とする。

2 医療救護活動

医療救護活動は、次のとおり行う。

(1) 機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	1 市長は、必要に応じ市医師会の協力を得て医療救護班を派遣する。市の対応能力のみでは十分でないとき認められるときは、都福祉保健局長及びその他関係機関に協力を要請するものとする。
狛江市医師会	1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 市長から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに医療救護活動等を行う。 3 医療救護班は、原則として医療救護所等における医療救護に従事する。
狛江市歯科医師会	1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する 2 市長から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに歯科医療救護活動等を行う。 3 歯科医療救護班は、原則として医療救護所等における歯科医療救護に従事する。

<p>狛江市薬剤師会</p>	<p>1 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する</p> <p>2 市長から「災害時の救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、医療救護活動等を行う。</p> <p>3 薬剤師班は、原則として医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事する。</p>
----------------	--

(2) 医療救護所の設置等

市長は、医療救護所を設置する。医療救護班は、医療救護所において医療救護活動を実施する。また医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班を配置する。

医療救護所を設置する場所は、原則として次のとおりとする。

- ア 500人以上の避難所
- イ 二次避難所（福祉避難所）
- ウ 医療機関
- エ 災害現場

(3) 医療救護班の業務内容

- 傷病者に対する応急処置（歯科医療を含む。）
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- 助産救護
- 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

(4) 狛江消防署の支援

狛江消防署は、市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。

支援内容は、次のとおりとする。

- 傷病者の収容先医療機関の選定
- 後方医療施設への搬送
- 傷病者の応急処置

(5) 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、災対建設環境部が行う。

3 医薬品・医療資器材の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努める。

(1) 医薬品・医療資器材の備蓄

各機関は、次のとおり医薬品・医療資器材の備蓄及び運用を行う。

機関の対応

機 関 名	内 容
市	1 災害時の医療救護班用として、医薬品等を備蓄する。 2 災害発生後、速やかに市薬剤師会と連携のうえ、原則として、あらかじめ選定した候補地に、医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす「医薬品ストックセンター」を設置する。 3 不足が生じた場合は、市において独自に調達するとともに、都に協力要請を行う。

災対健康福祉部は、市の現有医療資器材を携行するものとし、各医療救護班が使用する医療資器材が不足したときは、災害対策本部に対し、調達を依頼して補給する。

市医師会医療救護班は、原則として市が備蓄している災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品を使用するものとし、この場合に使用消耗資器材については、後日市に費用を請求するものとする。

なお、医師会医療救護班が使用する災害備蓄医薬品等の搬送は、原則として災対健康福祉部が行うものとする。

(2) 血液製剤の確保

市は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に供給要請を行う。

第3節 負傷者等の搬送体制

効果的な医療救護活動を行うためには、迅速・適切な負傷者、医療スタッフ及び医薬品等の搬送体制を確立することが必要である。

1 負傷者の搬送

医療救護所の責任者は、負傷者等のうち後方医療施設に収容する必要がある者が発生した場合は、市長又は都福祉保健局長に搬送を要請する。

搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは、市が対応し、医療救護所から後方医療施設までは市及び都が対応する。

負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行う。

- (1) 狛江消防署に搬送を要請する。
- (2) 市が確保した自動車で搬送する。
- (3) 医療救護班が使用した自動車等で搬送する。
- (4) 必要に応じて、応援協定等に基づき、都や他の区市町村に広域的搬送を要請する。

2 医療スタッフの搬送

医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班等については都が対応する。

3 医薬品等の搬送

医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として市が設置する医療救護所等で用いる医薬品・医療資器材については市が対応し、都が備蓄・供給する医薬品・医療資器材については都が対応する。

第4節 後方医療体制

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。しかし、大地震発生時には、上下水道、電力、ガス等のライフライン機能が停止し、医療機関の機能が大幅に低下することが予想される。このため関係機関は万全の体制をとるものとする。

なお、市内で後方医療施設の災害拠点病院として、都から指定されている病院は、次のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	病床数
東京慈恵会医科大学 附属第三病院	和泉本町4-1-1	03-3480-1151	638床

第5節 保健衛生

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

1 保健活動

(1) 保健師班の編成

市及び都は、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

(2) 保健師班の活動内容

保健師班は、次の保健活動を行う。

避難所における健康相談

地域における巡回健康相談

その他必要な保健活動

2 メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災住民に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

このため、市は、一般の医療救護体制とは別に、保健所及び市医師会等の協力による巡回精神科診療チームを編成するなど精神疾患患者及び心的外傷後ストレス障害(PTSD)も視野に据えたメンタルケア対策を行う体制の整備を図る。

3 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

又、倒壊建物等重量物の圧迫による、いわゆる挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣施設等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行うなどの体制を確立する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市医療機関等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

4 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水のため、通常は飲用していない井戸水等を飲まなければならない事態の生ずることが予想されるため、飲み水の安全確保を迅速に行う必要がある。

このため、保健所に消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について要請する。

(2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不自由な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食料品の腐敗、汚染等が予想される。

このため保健所では、必要に応じて食品衛生監視班を編成し、食品の安全を図ることとしている。食品衛生監視班が、保健所長等の指揮のもとに行う活動は次のとおりである。

炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

食品保管所の衛生確保

避難所の食品衛生指導

関係施設の貯水槽の衛生検査

仮設店舗等の衛生指導

その他飲食に起因する衛生上の危害発生の防止

5 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市や関係機関、都獣医師会等関係団体との協力体制の確立を進めている。

(1) 被災地域における動物の適正な飼育

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は、避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。

第6節 防疫

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより衛生環境が悪化し、伝染病を含む各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、伝染病の発生、まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

1 防疫活動

市及び都は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、防疫班、隔離消毒班、防疫検水班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

(1) 市・都の役割

市

ア 市長は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、そ族こん虫駆除を行うものとし、これらの業務は、都本部設置後も、市において実施するものとする。

イ 市長は、状況に応じて隔離消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を迅速かつ的確に行うものとする。

ウ 市長は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し、迅速に連絡するものとする。

エ 市長は、防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でないとき、都福祉保健局長又は市医師会長に協力を要請するものとする。

オ 市長は、都が実施する防疫活動について、十分協力しなければならない。

都（多摩府中保健所）

ア 保健所長は、市の防疫に関する協力の要請があったとき、その他必要と認めるときは、活動支援や指導を行い、又は他区市町村との調整を図るものとする。

イ 保健所長は、防疫活動を実施するにあたって必要と認めるときは、地区医師会長に協力を要請するものとする。

ウ 災害により防疫活動を必要とするときは、保健所長は状況に応じて、防疫班、食品衛生監視班及び水の安全パトロール班を編成し、出勤させるものとし、それぞれ次の業務を実施基準に従い迅速かつ的確に行うものとする。

(ア) 防疫班の業務

a 健康調査及び健康相談

- b 避難所の防疫指導
- c 応急治療
- d 感染症予防のための健康指導
- (イ) 食品衛生監視班の業務
 - a 食品集積所、避難所、仮設店舗の食料品の衛生指導
 - b 食中毒予防の啓発活動
- (ウ) 水の安全パトロール班の業務
 - a 消毒薬の配布及び消毒の確認
 - b 飲料水の消毒及び指導
- (2) 防疫業務の実施基準

健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療等を行う。

患者の隔離及び消毒

市の隔離消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、伝染病患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患家・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

避難所の防疫措置

ア 市長は、避難所開設後直ちにトイレその他不潔場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

ウ 食品衛生監視班及び水の安全パトロール班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

消毒とその確認

ア 市長は、被災家屋、下水及びその他不潔場所の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

イ 市は、被災地の井戸が汚染されたときは、直ちにクロール石灰等による消毒を行う。それ以後は、市が直接消毒するか又は消毒薬を住民に配布して自主的に行わせ、消毒の実施後、防疫検水班が消毒の確認を行う。

感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、次の広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、市と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

ア 食品の保管方法、炊き出しの仕方について

イ 水洗トイレ使用マニュアル（消毒法など）の周知徹底及び仮設トイレの消毒について

ウ 室内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除について

エ 断水時の手洗い、うがいの方法について

オ 貯水槽やプール水の安全な活用について

(3) 防疫班等の編成

区 分	班 名	構 成
市	防疫班	医師 1 名 保健師又は看護師 1 名 事務員 1 名 計 3 名
都	食品衛生監視班	食品衛生監視員 2 名 事務員 1 名 計 3 名
	水の安全パトロール班	環境衛生監視員 1 名 (又は環境衛生監視員 2 名) 事務員 1 名 計 2 名

2 防疫用資材の備蓄・調達

(1) 市

防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくものとする。

避難所の衛生環境を確保するためのマニュアルを作成しておくものとする。

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施する必要があるが、特に飲料水・食料・生活必需品等の供給は重要である。

第1節 飲料水の供給

震災時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。

このことから、市はこれまで、震災対策井戸の指定や応急給水用資器材の整備等に施策を推進してきたが、今後さらにこれらの施策を強化し、迅速な飲料水の供給を図るものとする。

1 応急給水活動

- (1) 給水は集団給水を原則とし、戸別給水はしないものとする。
- (2) 応急給水活動により人心の安定を図る必要がある中で、特に次の場所については関係機関と連絡を密にし、優先的に給水するものとする。

一時避難場所及び避難所

避難場所（広域）

医療救護所

- (3) 給水活動の拠点

狛江市水道課（和泉本町浄水所）とする。

- (4) 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人当たり3リットルを基準とする。

- (5) 給水体制

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク、ポリタンク、飲料水用水袋等の応急給水用資器材を活用し輸送する。また、道路啓開が遅れ輸送が困難な場合は、市において受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

2 狛江市の水道施設等

- (1) 揚水施設

（平成18年12月現在）

名 称	所 在 地	揚水量 (m ³ /h)	備 考
和泉本町1号水源	和泉本町4-1-1	19	
和泉本町2号水源	” 4-6-1	11	

西野川1号水源	西野川2-37-7	-	休止中
西野川2号水源	" 1-17-7	25	
西野川3号水源	" 4-35-2	39	
西野川4号水源	" 1-19-1	33	

(2) 貯水施設

(平成18年12月現在)

貯水(配水)槽構造	所在地	確保容量(m ³)	給水人口 (1日あたり)
地下式鉄筋コンクリート造	和泉本町4-6-1	2,530	1人3リットルで 約11日分

(3) 災害対策指定井戸(67箇所)

(平成18年12月現在)

地 区	箇 所	地 区	箇 所
和泉本町	5	駒井町	5
中和泉	4	岩戸南	10
元和泉	7	岩戸北	7
東和泉	6	東野川	3
猪方	19	西野川	1

(4) 市保有給水資器材

(平成19年3月末現在)

名 称	数 量	配 備 場 所 (備 蓄 倉 庫)	備 考
応急給水用濾過装置	5基	前原公園・市バス車庫・西和泉校舎(暫定)	
ポリタンク(20用)	334個	緑野小・3小・西和泉グラウンド・5小・旧7小・和泉小・1中・2中・4中・高架下・前原公園	
組立式水槽(2.2m ³ 用)	25基	1中・西和泉校舎(暫定)	
給水タンク(1m ³ 用)	5基	1中・西和泉校舎(暫定)	
飲料水用水袋	4,750袋	緑野小・西和泉グラウンド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・慈恵第三病院	
給水栓一式	1式	慈恵第三病院	

第2節 食料の供給

震災の発生によって、食品の流通機構は、混乱状態になることが予想されるので、平時から災

害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を即時調達し得る措置を講じておく必要がある。

1 食料の備蓄・調達体制

(1) 主食の確保

食料の給付は、災害救助法が適用されるまでは市が行うこととされ、又同法の適用後は都が行うことになるが、市本部長が都知事の職権の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事による救助の実施を待つことができない場合、市が実施しなければならないため、災害発生当初の食料の確保を図るものとする。

炊出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。

このため、物資の放出が迅速にできるよう食料の備蓄調達体制を整える。

道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行う。

又、主食確保の方策の一つとして弁当の調達体制についても検討する。

なお、市の備蓄食料だけでは十分でない場合も考えられるので、市報等の機会を捉えて市民や市内の企業等に対しても自己備蓄を推進するようPRしていくものとする。

主食の備蓄・調達

ア 市はアルファ化米、サバイバルフーズを備蓄しているが、食生活の多様化や高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、レトルト食品等の備蓄も図っていくことを検討する。

イ アルファ化米等に不足が生じた場合の調達は、市内の米穀業者から米穀を調達するとともに、都（福祉保健局）に備蓄品の放出を要請する。

主食の備蓄状況（平成19年3月現在）

品目	数量	備考
アルファ化米	30,350食	水を加えるだけで簡単に調理ができ、25年間保存できる合成保存料ゼロの食品。
サバイバルフーズ	4,860食	

炊出し実施

震災後およそ3日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、狛江市赤十字奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

実施の場所

原則として、避難所の給食設備を用いて行うが、火災等により使用できない場合は、炊出し釜等を使用する。

(2) 調製粉乳の備蓄

被災乳幼児（1歳未満）用として必要な調製粉乳を備蓄するものとする。

(3) 副食品の備蓄と調達

道路の啓開が本格化する3日目以後は、米飯の炊出しにより給食することになっている。このため、米飯給食に必要な梅干、佃煮等の副食品及び食塩、みそ、醤油等の調味料等の調達（備蓄）計画をたて、調達先、その他必要な事項について定めておくものとする。

2 食料の配布

(1) 備蓄・調達物資の輸送

被災者の食生活を一時的に保護するため、避難所で食品を給与するために必要な備蓄・調達物資の輸送については災対市民部が行う。

(2) 食品集積地及び輸送拠点

被災者に給付される食品を計画的に集積する場所が必要であり、避難場所付近や交通及び輸送に便利な公共施設等とする。

本市の輸送拠点となる集積地は、原則として次のとおりとする。

施設名	所在地
粕江市役所	和泉本町 1 - 1 - 5

(3) 配布基準

被災者に対する炊出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、東京都の災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を得て定めるものとする。

(給食基準) [平成 19 年度]

災害救助法施行細則による被災用食品給与限度額

1人1日1,010円以内(災害発生の日から7日間)

ただし、米飯は労力奉仕によることとし、原則として手数料は含まない。

(4) 被災者への配布

給食の順位

被災者に対する給食は、原則として、アルファ化米、サバイバルフーズ、米飯の炊出しの順で行う。

給食の範囲

被災者に対する給食は、主として避難所収容者を対象に実施するが、状況により自宅残留被災者にも給食するよう努力する。

配分の方法

避難所では混乱のおきないように公正な配分方針をたて、被災者の協力を得て実施するものとし、災害時要援護者から優先して実施するよう、配布方法を定める。

(5) 備蓄倉庫の整備

避難所で被災者に食料、生活必需品等を迅速かつ円滑に供給するためには、各施設に備蓄倉庫を確保することが必要であり、今後も避難所となる公的施設には備蓄倉庫の設置を検討していく。

第3節 生活必需品等の供給

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか常に取扱業者と連絡の上、調達可能数量を把握し、震災時において速やかに搬出できるよう、日頃から救援物資の事前配置又は集荷できるよう計画しておくものとする。

1 生活必需品等の備蓄、調達体制

(1) 生活必需品等の確保

生活必需品の給付は、災害救助法が適用されるまでは市が行うこととされ、又同法の適用後は都が行うことになるが、市本部長が都知事の職権の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事による救助の実施を待つことができない場合、市が実施しなければならないため、応急救助に必要な生活必需品の確保を図るものとする。

生活必需品等の備蓄状況（平成19年3月現在）

品名	数量	備蓄場所（備蓄倉庫）	備考
毛布	2,553	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・前原公園・市バス車庫（暫定）	
ゴザ	329	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
救助用カーペット	750	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
ローソク	4,698	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下	
肌着	900	3小・高架下	
ロールペーパー	11,700	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・都営住宅・高架下・前原公園	
紙おむつ（幼児・成人用）	10,788	緑野小・3小・西和泉グランド・5小・6小・旧7小・和泉小・1中・2中・3中・4中・高架下	
粉ミルク	24	高架下	
哺乳びん	60	高架下	
飲料水（1.5ペットボトル）	112	高架下	

(2) 調達体制

災害救助法適用前

ア 生活必需品等の指定品目

調達品目（及び数量）は、災害救助法施行細則に定めるものとする。

イ 必要数量の把握

災対総務部長は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、災対市民部長に調達を指示する。

ウ 調達方法

(ア) 災対市民部長は、災対総務部長からの調達指示に基づき、速やかに市内又は近隣市区の業者から調達することとなるが、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先等そのための調達計画をあらかじめ検討しておくものとする。

(イ) 市の調達数量に不足を生じたとき、又は調達不可能なときには都福祉保健局に備蓄物資の放出等を要請する。

災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は、原則として都に手配方を要請するものとする。ただし、都知事から現地調達の指示を受けた場合は、前記の方法で都の救助事務を補助する。なお、通信途絶等緊急の場合は、市において必要な品目を定め直接業者から購入し、事後に都知事に報告する。

2 生活必需品等の配布基準及び配布

(1) 配布基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行規則に定めるところによる。ただし、事情によりこの基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の承認）は、別途都知事の承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

(2) 配布

配布する品目

被災者に給与する品目、数量等は、被害の状況に応じて配布基準の定める限度額の範囲内でその都度定める。なお、災害救助法施行細則に定める被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着の類）

エ 見廻品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等の類）

オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）

カ 食器（茶碗、皿、箸等の類）

キ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、ゴザ等の類）

ク 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等の類）

実施決定

災害救助法適用後は、都知事の決定を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を

受ける暇がないときは、前記 により決定し、被災者に配分後、直ちに都知事に報告する。

配布

- ア 生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な家財を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し行うものとし、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者に対しても必要に応じ実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められ者については、応急救助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。
- イ 災対市民部長は、災対総務部長と緊密な連携のもと、被災者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。
- ウ 災対市民部長は、イの配分計画にに基づき、自主防災組織、民間協力団体、ボランティア等の協力を得て、被災者に公平に配布する。
- エ 被災者に救助物資を配布したときは、原則として被災者から受領書を徴するものとする。

第12章 ごみ・し尿・がれき処理

地震の発生により、被災地では道路障害等により一時的に通常の態勢によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。

第1節 ごみ処理

1 活動方針

災害発生により排出されるごみ等を迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図るものとする。

このため、この計画に準じて、区域内におけるごみ処理計画を策定し、これに対処するものとする。

2 推定排出量及び処理方法

(1) 推定排出量

災害時に発生するごみは、収集体制を確立するまでの一定期間に下記の一般生活により発生するもののほか、地震により破損した家電製品や家具類などの粗大ごみ、陶器やガラス類、さらには、避難所から発生する食べ残し、おむつ、空き缶、空きビン、発泡トレイ、ペットボトル、乾電池等の可燃・不燃ごみが大量に排出されることが推定される。

一般生活により排出されるごみ

項目	推定排出量	世帯数	排出量
一世帯の排出量(1日)	1.85kg	37,470	25.299t

(平成18年3月31日現在)

(2) 処理方法

災害時のごみは、分別を徹底させ、収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。

ごみの収集運搬は、委託業者と協議のうえ作業計画を樹立し、被災地域ごみ収集にあたり、委託清掃作業員だけで対処できない場合は、車両の調達及び賃金職員等の雇上げ等により処理に当たる。

処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、中継所を予め指定し、収集の効率化を図る。

市の処理限度を超える場合は、都(環境局)に必要な調整・支援を求める。

機関別対応内容

機 関 名	対 応
都環境局	被災状況の把握を行い、必要な調整・支援を行う。
市	所管の区域におけるごみ処理計画を策定する。また、都環境局に被害状況を報告する。

ごみ処理（可燃物、不燃物、空ビン、空缶）処理に当たる人員及び処理量

	収集運搬車	作業員数	収集量
			日
委託業者分	2トン積 14台 3トン積 1台 軽トラック 1台	運転手 10人 作業員 10人	24.10t
	2トン積 14台 3トン積 4台 4トン積 2台 軽トラック 2台	運転手 10人 作業員 10人	28.54t
直営分	2トン積 2台	運転手 2人 作業員 4人	3.69t
合計	2トン積 28台 3トン積 5台 4トン積 2台 軽トラック 3台	運転手 22人 作業員 24人	53.59t

第2節 し尿処理

1 し尿処理体制

地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定される。このため、被災地の衛生環境を確保し、し尿処理の基本的な考え方及び避難場所、避難所等におけるし尿処理計画を策定し、これに対処するものとする。

(1) し尿処理の基本的な考え方

水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。

の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

市で確保できるし尿収集車では対応できない場合、また仮設トイレ等災害用トイレが不足した場合は、都（環境局、福祉保健局）に応援要請を行う。

機関別対応内容

機 関 名	対 応
都環境局・福祉保健局	災害用トイレの確保、し尿収集・運搬に関する、広域的な調整を実施する。

都下水道局	収集されたし尿について、下水道施設での受け入れ・処理を行う。
市	災害用トイレの備蓄・確保をする。 し尿を、し尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールなどに搬入する。 都環境局に被害状況を報告する。

(2) し尿処理計画

震災により排出されるし尿は、人員器材の効率的な使用及び臨機、多様な方策により処理し、被災地の衛生環境の確保を図る。

多摩川衛生組合処理場の被害状況を把握し、その応急復旧を図るとともに、作業の必要に応じて臨時的清掃施設を確保し、処理活動が円滑に進行するよう万全を期する。

2 し尿処理方法

(1) 避難所等における対応

避難場所（広域避難場所）

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、下水道機能の活用を図る一方、仮設トイレ等を用意して、避難場所の衛生環境を確保する。

避難所

火災の延焼拡大のおそれなくなった場合、住居制約者は避難所に収容保護する。避難所は、公共建物を利用して設置することになっているが、排水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。発災後、断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、仮設トイレ等を用意する。

なお、関係機関は、くみ置き水等を利用した水洗トイレ使用のマニュアル整備を行う。

地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、災害対策用井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活水の確保に努めるよう周知する。

(2) 仮設トイレ等によるし尿処理

仮設トイレ等の設養

仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮することとする。

ア 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備するものとする。

イ 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものを考慮する。

ウ 設置場所等の周知

仮設トイレ等の設置に当たって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(仮設トイレの備蓄状況)

(平成19年2月末現在)

区 分	数 量
仮設トイレ(貯留式)	27基
仮設トイレ(マンホール式)	74基
合計	101基

第3節 がれき処理

1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」と呼ぶ。)を適正に処理する。

このため、市はこの計画に準じて、市の地域におけるがれき処理の計画を策定し、これに対処するものとする。

各機関の処理方針

機 関 名	処 理 方 針
都環境局	被災状況の把握を行い、他自治体への応援要請など必要な調整・支援を行う。
市	市域におけるがれき処理の計画を策定し対処する。また、都環境局へ、被害状況及びがれき発生量を報告する。

2 処理計画

(1) 緊急道路啓開作業に伴うがれきの搬入

発災直後、救護活動を円滑に行うため実施する緊急道路啓開作業により収集したがれきを、がれき仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(2) がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限りに、市において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

又、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。

がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

受付事務

市は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

民間業者との契約事務

緊急道路啓開終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧、復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、又アスベスト等の有害物質については、廃棄物処理法等の関連法令・条例や所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出したがれきについては、仮置場に搬入する。

(3) がれきの仮置場の設置

仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置し、がれき処理の経過に応じて、次のように区分する。

第一次仮置場

緊急道路啓開により収集したがれきを、処理体制が整うまでの間、付近の避難場所等に仮置きするために設置する。緊急終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により生じたがれきの積替え用地として使用する。

第二次仮置場

緊急道路啓開終了後、他の応急対策で使用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。なお、仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。

(4) がれきの中間処理・再利用・最終処分

集積場所から分別して搬出されたがれきは、破碎処理等の中間処理を行ったうえで、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)や「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づいて、できるだけ再利用する方法をとる。

再利用不可能なものに限り、焼却処分するなどできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ、最終処分場に、がれきを搬入する。その後、さらに必要に応じて都が管理する既存の最終処分場への搬入について、協議を要請する。

3 処理に必要な協力体制について

がれきの処理にあたっては、次の業務について資器材の提供を含め、狛江市建設業協会等関係業者に協力を求めて、効率的に実施する。

(1) 倒壊建物の解体・がれきの除去

倒壊建物の解体業務

がれきの撤去業務

- (2) がれき仮置場の設置
 - 仮置場の維持管理業務
 - 仮置場からのがれきの搬出
- (3) がれきの中間処理、再利用、最終処分
 - 廃木材・コンクリートがら等の破砕処理
 - 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
 - 再利用施設への搬入
 - 再利用施設での優先的処理
 - 最終処分場へのがれきの搬入

第4節 土石、竹木等の除去

災害救助法施行令第8条にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の指針を明らかにする。

1 土石、竹木等の除去

(1) 土石、竹木等の除去計画

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

各機関の対策内容

機 関 名	対 策
市	災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、狛江市建設業協会等関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	災害救助法適用後は、市の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。 第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。 不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

(2) 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。

当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある

場合等は対象とならない。)

半壊又は床上浸水したものであること(全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。)

原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

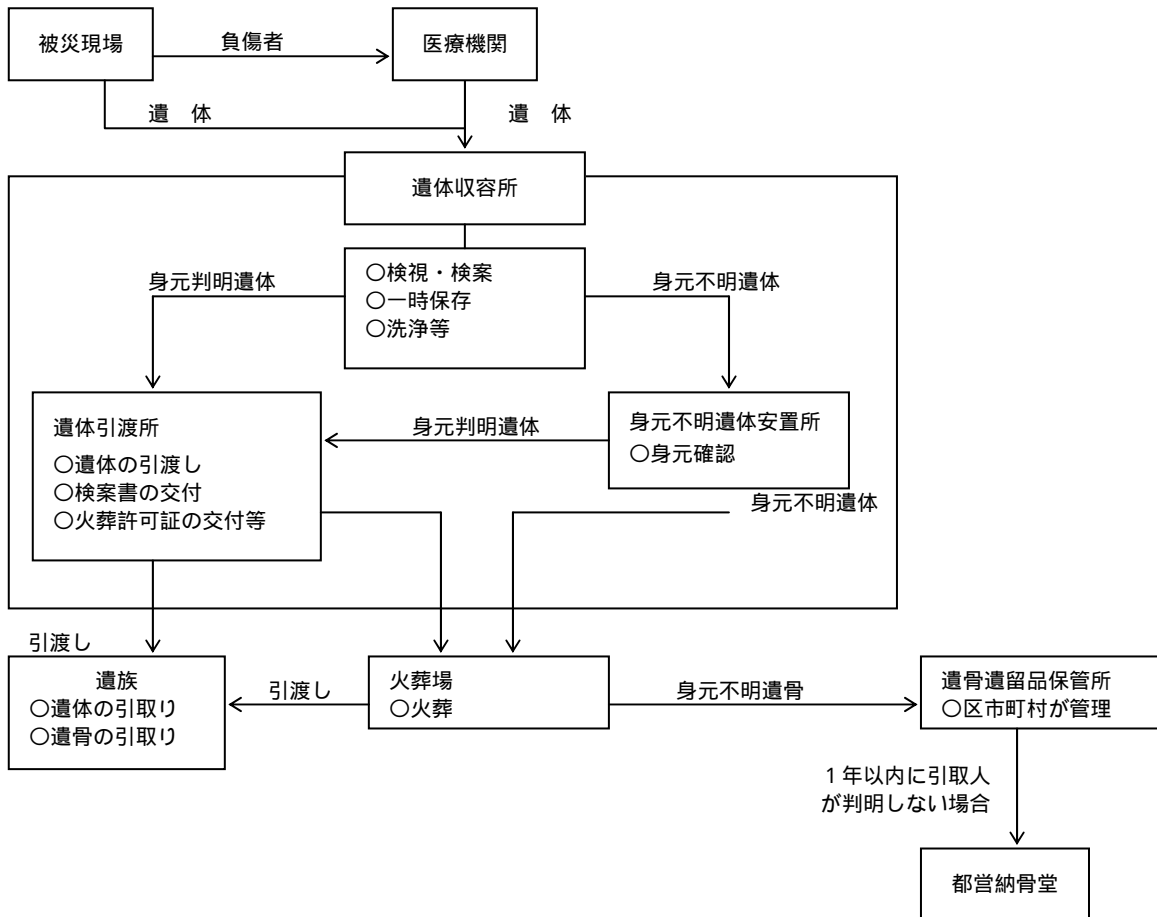
第13章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都各部局、区市町村及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

第1節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等

遺体の搜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

遺体取扱いの流れ



1 搜索・収容等

(1) 遺体の搜索

行方不明者のうち、四囲の事情からすでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

機関別活動内容

機 関 名	活 動 内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 都総務局に協議し、都各部局、警察、関係機関及び地元奉仕団等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。 2 災害救助法が適用された場合も、市本部長は都知事の補助機関として搜索を実施する。
都	市からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
調布警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者の届出、受理、情報の入手、調査搜索を実施する。 2 身元不明者については、身元の確認に努める。 3 検視（見分）後の遺体は、市に処理を引き継ぐ。

搜索の期間等

区 分	内 容	
搜索の期間	災害発生の日から10日以内とする。	
期間の延長（特別基準）	<p>災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） (4) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等） 	
国庫負担	対象となる経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	搜索のために要した「賃金職員等雇上費」及び「輸送費」も国庫負担の対象となるが、いずれも経理上、搜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」及び「輸送費」として、おのおの一括計上する。

必要帳票等の整備

市は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 死体の捜索状況記録簿
- エ 死体の捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

市は、遺体収容所の管理者に連絡の上、作業員の雇上げ又は、調布警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

(3) 遺体の収容等

遺体の収容

市は、災害発生後速やかに遺体収容所（市民総合体育館等）を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び調布警察署に報告する。又、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと思われるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

都は、市長の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

遺体収容所

遺体収容所においては、管理責任者を配置し、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、市は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立する。

遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を速め伝染病発生の原因ともなりかねない。又、遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため、市は、都福祉保健局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

期間の延長（特別基準）

11日以降も、遺体の処置を必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。

- ア 延長の期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）
- エ その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）
 - 国庫負担の対象となる費用の限度
- ア 遺体の一時保存のための費用は次のとおりとする。
 - (ア) 既存建物を利用する場合.....借上費は通常の実費とする。
 - (イ) 既存建物を利用できない場合.....一体当たり5,000円以内とする。
- イ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は、遺体一体当たり3,300円以内（平成18年度基準）とする。
 - 必要帳票等の整備
 - 市は、下記の帳票等を作成、整備する。
- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

2 検視・検案等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署は、必要な体制を確立する。

(1) 検視・検案に関する連携

市及び都は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

検視・検案に関する機関別の活動内容は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 内 容
市	1 市長は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。 なお、遺体収容所の開設状況について、都及び警察署に報告する。 2 遺体収容所の開設や運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及びその他関係機関に応援を要請する。
都	1 都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2 都福祉保健局長は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、必要に応じて関係機関等に応援を要請する。 3 都福祉保健局長は、市長の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

調布警察署	1 検視班を遺体収容所に派遣する。 2 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
狛江市医師会	市医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。
狛江市歯科医師会	市歯科医師会の医療救護班等は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。

検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については警察署等の検視責任者、検案活動については都福祉保健局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(3) 検視班の編成・出動

検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

(4) 検案班の編成・出動

都福祉保健局（編成責任者は監察医務院長）は、検案状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を連絡調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検案活動を進める。

(5) 検視・検案活動の場所

検視・検案活動の場所は、市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(6) 市民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するためには、検視・検案体制に係る的確な情報を市民に提供する必要がある。

このため、市は、関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(7) 資器材等の備蓄・調達

市、都及び警察署は、検視・検案に必要な資器材等について、適切な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

(8) 遺体の身元確認

市は、遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

又、遺体収容所において火葬許可証を発行する。

(9) 遺体の遺族への引き渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警察署及び市が協力して行う。

3 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかか

わらず火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬体制の確立

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生する可能性が高い。

このため、市は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

また、震災時には火葬場の機能低下が予想されることから、都は市を支援するため、遺体の安置、保管に係る物品の調達や遺体の搬送など火葬に関する近県市等との協力体制の確立に努める。

(2) 火葬の要件

対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。

災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

(3) 国庫負担の対象となる費用の限度（平成19年度基準）

大人1体当たり199,000円以内

小人1体当たり159,200円以内（12才未満の者）

(4) 火葬の方法

市は、「災害死体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。

遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。

家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引渡す。

(5) 火葬の内容

棺（付属品を含む。）

火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

骨つば及び骨箱

(6) 火葬の期間

火葬は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(7) 期間の延長（特別基準）

災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内（10日以内）に、次の事項を明らかにして都知事に申請する。

延長の期間

期間の延長を要する地域

期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

その他（延長を要する地域ごとの火葬を要する遺体数等）

(8) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引

取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

警察署は、市の身元不明遺体の遺骨の引取人調査に協力する。

(9) 必要帳票等の整備

火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備し、保存しておかなくてはならない。

救助実施記録日計票

埋葬台帳

埋葬費支出関係証拠書類

第14章 応急住宅対策

災害発生に際して、住居を滅失した世帯に対して、応急住宅の供給や、被災した住宅の応急修理などを行うことは、震災時における最重要課題の一つである。

第1節 被災住宅の応急危険度判定

1 判定の目的

地震により被災した建築物が引き続き使用できるかどうか、応急危険度判定を速やかに実施、余震等に伴う倒壊等の二次災害を防止するとともに、被災した建築物の復旧等についての的確な指導を行う。

2 判定の実施

地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

判定対象住宅	判定の実施
民間住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。 2 知事は、市長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 3 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 4 知事は、地震規模が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。
都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は、都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。 2 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	<p>独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。</p>

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

(2) 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

市において、被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、市長が発行する証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該市が募集及び選定事務を行う。

(4) 対象戸数

修理対象戸数は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえで都知事が決定する。

2 応急修理の方法

(1) 修理

都が、社団法人東京建設業協会のおっ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。ただし、場合によっては、市に事務を委任する。

(2) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

3 帳簿の整理

住宅の応急修理を実施した場合、市及び都は、別途定める帳簿を整備、保存するものとする。

第3節 一時提供住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

2 一時提供住宅の供給

住宅に困窮する被災者に対し、次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

(1) 公的住宅の確保

都は発災時において、都営住宅の空き家の確保に努めるとともに、都市再生機構・公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1箇所限りとする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者

入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は都が策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当てるとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。

イ 入居者の募集の実施は、市が行う。

ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(2) 民間賃貸住宅等の供給

民間賃貸住宅の確保

都は関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

入居資格

原則として、上記(1)の公的住宅の入居資格に準じて行う。

入居者の募集・選定

原則として、上記(1)の公的住宅の入居資格に準じて行う。

(3) 帳簿の整備

一時提供住宅を供給した場合、市及び都は、別途定める帳簿を整備、保存するものとする。

第4節 応急的な住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急住宅を供給する。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、災害救助法適用後は、市の要請により都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で市長が特に必要と認めた場合は、災害対策法の規定に準じ、市において建設する。

(1) 設置戸数

設置戸数は、都が設置する場合は、厚生労働大臣に協議し同意を得たうえ、知事が決定する。また市が設置する場合は、原則として全焼、全壊、流失等の被害状況により決定する。

(2) 建設用地の確保

市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとする。

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況
- ウ 避難場所などの利用の有無

応急仮設住宅の建設予定地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	使用可能面積	建設可能戸数
市民グラウンド	和泉本町 2 -15- 2	約9,000㎡	111
西河原公園	元和泉 2 -38- 1	約2,000㎡	73
前原公園	西野川 3 - 11 - 1	約7,000㎡	107

その他防衛省共済組合狛江スポーツセンター、東京都水道局資材置場、一定面積以上の農地についても検討する。

都は、市が選定した用地の中から建設用地を選定する。ただし、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて区市町村間での融通を行う。

(3) 建設の方法、構造及び規模

ア 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に適した設備・構造の住宅とする。

イ 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7平方メートルを標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

1戸当たり設置費用については、国の定めによる。

ウ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

3 入居者の選定

(1) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1箇所限りとする。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの力では住家を確保できない者

(2) 入居者の募集・選定

入居者の募集計画は都が策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当てるとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。

入居者の募集の実施は、市が行う。

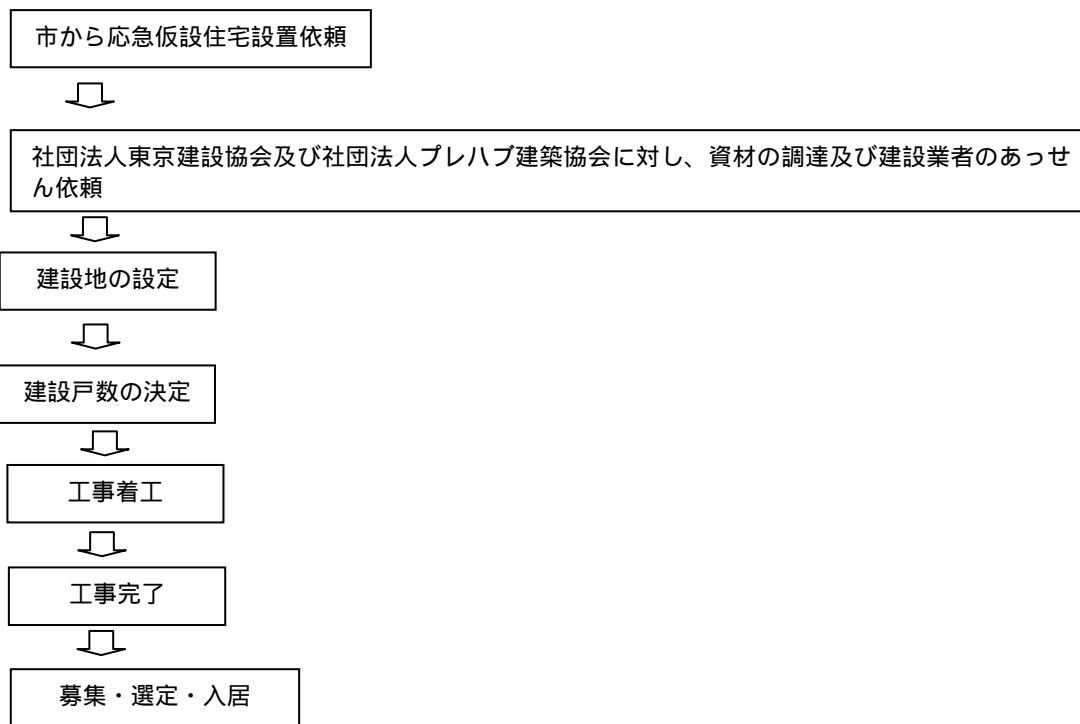
入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

選定に当たっては、原則として、高齢者・障がい者・ひとり親世帯を優先とし、生活条件等を考慮する。

4 事務処理の方法

(1) 事務処理の手順

事務処理の手順は次のとおりである。



5 応急仮設住宅の管理

(1) 応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は市が行う。

(2) 応急仮設住宅を建設した場合、市及び都は、別途定める帳簿を整備、保存するものとする。

(3) 供給できる期間は竣工の日から2年以内とする。

第15章 教育・金融・労務

第1節 応急教育

震災時における幼児・児童・生徒・学生(以下「児童生徒等」という。)の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立の小学校、中学校における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

このため、市及び都においては、その所管の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を樹立しておくものとする。

又、私立幼稚園にあつては、応急教育方法及び授業料の減免等について、本計画に準じて各幼稚園において作成するよう助言、指導する。

1 応急教育の実施

(1) 事前準備

学校長又は園長(以下、本節において「学校長等」という。)は、学校(園)の立地条件などを考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておく。

学校長等は、災害の発生に供えて、次のような措置を講じなければならない。

ア 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等も参加、協力する。

イ 在校中や休日等の部活動等で児童生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。

また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

ウ 市教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

エ 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。

オ 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

(2) 災害時の態勢

学校長等は、児童生徒等が在校中や休日等の部活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合、又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童生徒等を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童生徒等の安全な引渡しを図る。

学校長等は、災害の規模並びに児童生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把

握し、市教育委員会へ報告しなければならない。

学校長等は、状況に応じ、市教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。

学校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。

学校長等は、応急教育計画を作成したときは、市教育委員会等に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

学校長等は、教職員を掌握するとともに、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会等に連絡する。

市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。又、担当指導主事は、被災学校の運営について、助言と指導に当たる。

市教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

学校長等は、応急教育計画に基づき、学校(園)に収容可能な児童生徒等を収容し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策も十分留意する。

教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。

疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記 に準じた指導を行うように努める。

避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。

学校長等は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業(保育)にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。

市教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

市教育委員会は、市内学校間の教職員の応援体制について、都教育委員会と必要な調整を行う。

2 学用品の調達及び支給

(1) 給与の対象

震災により住家に被害をうけ、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒(私立学校を含む。以下本章において同じ。)に対し、被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の時期

教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、

交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認をうけ、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入する。就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、市長が都知事より委任された場合は、市長が市教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

(4) 費用の限度

教科書

支給する教科書(教材を含む。)の実費

文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

3 授業料等の免除

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておくものとする。

第2節 応急保育

震災時における園児の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、市立保育園における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

1 事前準備

(1) 保育園長は、保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時の避難計画等を作成しておくものとする。

(2) 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

保育園児の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に、職員、保育園児も参加、協力する

保育園児が保育園管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、保護者との連絡体制についても整備する。

保育園、警察署、消防署、及び保護者への連絡体制並びに協力体制を確立する。

勤務時間外における職員の参集、連絡体制、役割分担等の経過を作成し、職員に周知する。

保育園児の安全確保を図るため、医薬品等を充実するよう努め、保育園医や地域医療機関との連携を図る。

2 災害時の態勢

(1) 保育園長は、保育園児が保育園管理下にあるときに発災した場合、安全が確認できるまでの間、保育園児を保育園内に保護するものとし、確実に保護者等に引渡しができるまで保護するものとする。又、保護者に対しては避難計画に基づいて、保育園児の安全な引渡しを図る。

- (2) 保育園長は、状況に応じ市本部と連絡のうえ、臨時休園等の適切な措置をとる。
- (3) 市本部は、応急保育計画を策定し、災害状況に即した臨時の編成を行うなど、速やかに調整する。
- (4) 市本部は、応急保育計画を策定したときは、速やかに保護者に周知徹底を図る。
- (5) 保育園長及び市本部は、連絡網の確立を図り、指示事項等伝達の徹底を図る。

3 災害復旧時の態勢

- (1) 保育園長は、職員を掌握するとともに、次の事項を調査し対策を立て、市本部に報告する。
 - 保育園児の被災状況
 - 職員の被災状況
 - 園舎等の被害状況
 - 保健指導
 - 生活指導
- (2) 市本部は、保育園長からの園舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧させる。
- (3) 市本部は、保育園ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (4) 保育園長は、応急保育計画に基づき、保育園に収容可能な保育園児を収容し、保育する。
- (5) 保育活動の再開にあたっては、保育園児の安否確認と通遠路及び通園経路の安全確認を行う。
- (6) 保育園長は、災害の推移を把握し、市本部と緊密な連絡を図るとともに、平常保育に戻すように努める。また、その時期について早急に保護者に連絡する。
- (7) 保育園長は、保育園の職員の応援態勢について、調整が必要であると認めるときは、市本部へ調整を要請する。

第3節 応急金融対策

震災時には、被災地において通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、市民生活の安定を図る必要がある。

1 通貨の供給の確保

機 関 名	内 容
財務省関東財務局 日本銀行	1 通貨の確保 被災地における金融機関の現金保有状況把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。 なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

	<p>2 輸送、通信手段の確保</p> <p>被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。</p> <p>3 金融機関の業務運営の確保</p> <p>関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっ旋、指導等を行う。又、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。</p>
--	---

2 非常金融措置

機 関 名	内 容
財務省関東財務局 日本銀行	<p>1 非常金融措置の実施</p> <p>被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっ旋、指導を行う。</p> <p>(1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。</p> <p>(2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</p> <p>(3) 被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</p> <p>(4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</p> <p>2 金融措置に関する広報</p> <p>金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>
粕江郵便局	<p>災害が発生した場合、利用者の被災状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>1 郵便貯金関係</p> <p>郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付並びに国債等の非常買取等の非常取扱いを実施</p> <p>2 簡易保険関係</p> <p>簡易保険保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施</p>

3 市における広報

市内金融機関に対し、上記についての協力を要請し、市民、事業所等に対して、これらにつ

いて広報を行う。

4 市民税等

市は、被災者に対する市民税等の徴収猶予及び減免等納税義務緩和措置を講ずるものとする。

第4節 労働力の確保

災害時においては、膨大な労務が必要となる。労務供給については、市又は都の職員のみでは必ずしも十分ではないので、平常時から救助作業等に必要な労働力を把握し、要請がありしだい直ちに対応し得る態勢を確立しておくものとする。

1 雇上計画

災害時において雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を、迅速かつ確実に雇上げる。

2 労務供給計画

(1) 労務供給手続

労務供給の要請

市災対各部は、労働力を必要とするときは、災対総務部に要請する。

災対総務部は災対各部からの要請に基づき、市本部長に報告するとともに、東京労働局及び(財)城北労働・福祉センターに労務供給の要請を行う。

東京労働局 文京区後楽 1 - 7 - 22 (電話03-3814-5312)

(財)城北労働・福祉センター 台東区日本堤 2 - 2 - 11 (電話03-3974-9089)

労働者の引渡し

市は、労務確保の通報を受理したとき、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において公共職業安定所職員立ち会いのうえ、労働者の引渡しを受ける。

作業終了後は、待機場所又は適宜交通機関まで労働者の輸送についても協力する。

3 民間団体の協力要請

(1) 協力要請団体

市本部長が、災害時に協力を要請する団体は、原則として第4章第1節4「公共的団体等との協力体制」に定める団体とする。

(2) 協力活動

協力活動内容は、次のとおりとする。

被災者の避難所収容に関する活動

傷病者の収容に関する活動

被災者の救出に関する活動

飲料水の供給に関する活動

救助物資の配分に関する活動

炊き出しに関する活動

その他災害応急措置に関する活動

4 工作協力の要請

(1) 協力要請団体

本部長が、災害時において必要があると認められた場合は、狛江市建設業協会等との協定に基づき、市内建設業者等に協力要請する。

(2) 協力活動

障害物の除去等に関する活動

施設等の応急復旧に関する活動

その他応急対策に関する活動

5 費用負担

(1) 民間協力団体

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。

(2) 工作協力団体

協定締結団体については協定書のとおりとし、協定締結以外の団体については協議して決定する。

(3) 雇用労務者

作業時間は原則として8時間とし、賃金は都に準じて支払う。

賃金の支払いは、原則として就労現場において、作業終了後直ちに支払うこととする。

(4) 支出措置

市本部は、災害対策予算から支出措置を講ずるものとする。

第16章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともにますます複雑・高度化し、各施設の相互依存関係も著しく高まっている。

ライフライン施設の一部の被災が他のライフラインの機能停止を招くということもしばしば生じるのみならず、都市機能そのもののマヒをももたらすおそれがある。

このため、ライフライン関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとする。

第1節 水道施設(災対建設環境部)

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、災対建設環境部は必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧にあたっては給水区域の早期の拡大に向け、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1 震災時の活動態勢

(1) 動員態勢の確立

動員の確保

震災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し担当業務を決めておく。

勤務時間外に地震が発生した場合は、被害状況に応じ、職員は事業所に参集し、応急対策に従事する。

関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材については、指定水道工事店等へ協力要請をする。

(2) 情報連絡活動

正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を効率よく推進するために、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めることとする。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資器材の整備

復旧に必要な管・弁類の材料は、平常業務との関連において、市水道課が保有することが適当なものについては事前に確保しているが、不足する材料については、メーカー等から調達する。

復旧活動に必要な資器材については、協力要請をしている関係会社から確保して対処する。

(2) 施設の点検

地震発生後、速やかに水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに各施設ごとに行う。
管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

なお、次の管路については、優先的に点検する。

- ア 主要送・配水管路
- イ 給水拠点に至る管路
- ウ 大規模な医療機関等に至る管路

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

取水、導水、浄水施設及び給水所

各施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

送・配水管路

ア 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

イ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3 復旧対策

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先して行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

送・配水管路における復旧の優先順位

ア 第一次重要路線

送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路

イ 第二次重要路線

重要配水管路として指定した第一次重要路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設などは優先して行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2節 下水道施設(災対建設環境部)

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する必要がある。

1 震災時の活動態勢

市災対本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。

2 応急対策

(1) 災害復旧用資器材の整備

下水道管渠の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、非常用発電機、土のう袋等の緊急用資機材を備蓄する。

(2) 応急措置

ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用自家用ディーゼルエンジン発動機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

3 復旧対策

(1) ポンプ所

ポンプ所は、耐震構造となっており主要な機能の確保に万全を期しているが、仮に機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先とし、各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想される。管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝栓管渠、ます・取付管の復旧を行う。

第3節 電気施設(東京電力(株)武蔵野支社)

1 震災時の活動体制

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

震災時の活動態勢、都地域防災計画に準じて実施する。

2 応急対策

(1) 応急対策人員

応急対策(工事)に従事可能な人員は、あらかじめ調査し把握しておく。この場合の対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとする。

(2) 人員の動員、連絡の徹底

非常災害時における特別組織の構成により、動員態勢を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

社外者(請負業者等)に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

他店へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

3 復旧対策

(1) 災害時における復旧資材の確保

調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、本(支)部相互の流用又は他電力会社からの融通により、可及的速やかに確保する。

輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約している請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(2) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他の重要施設を優先するなど、各施設の被害状況、各

設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(3) 復旧隊の標識

東京電力職員及び復旧応援隊作業者はあらかじめ所定の腕章を、また、連絡者、作業車には所定の標識を掲示して、復旧作業隊であることを明示する。

第4節 ガス施設(東京ガス(株)西部支店)

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、震災時の活動態勢、発災時の初動措置、応急措置、復旧対策について必要な事項を定めるものとする。

1 災害時の活動態勢

(1) 非常災害対策本部の設置

東京ガス本社に非常災害対策本部を設置するとともに各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 震災時の非常体制

体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次非常体制	1 震度5弱・5強の地震が発生した場合 2 地震以外の災害により供給停止する、又は予想される期間が約24時間以内の場合	導管ネットワーク部長
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強の地震が発生し(中圧又は低圧)ブロックを供給停止させた場合 3 地震以外の災害により供給停止する、又は予想される機関が概ね2以上の場合	社長

2 応急対策

(1) 震災時の初動措置

官公署、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集
事業所設備等の点検
製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置
その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資器材等の調達

復旧用の資器材を確認し、調達を必要とする資器材は、次のいずれかの方法により確保する。

取引先、メーカー等からの調達

各支部間の流用

他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、緊急車・工作車を保有しており常時稼働可能な態勢にある。又、主要な車両には無線機を搭載している。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。

(被害があれば) 中圧導管の復旧

中圧導管及び制圧器の送出源から順に、ラインバルブ等を利用して、ガスを充填し、漏洩検査・修繕を行う。

需要家宅のメーターガス栓の閉止(開栓)

各需要家を訪問しメーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を分割する。

ガス本支管の点検(修理・漏洩検査、修繕・本支管の空気抜き)

ア 管内に水が浸入していた場合は、水抜きポンプ等を利用して排出する。

イ ガスを低い圧力で充填し、ガス検知器で漏えい検査を行い、漏えい箇所を新しい導管に取り替える。

ウ ガスの供給源から修理をした範囲の導管にガスを充填し、末端側で管内の空気を抜く(エアージェット)

需要家宅のガス管・排気管等の点検(内管の漏えい検査・修繕)

需要家宅内のガス栓から空気を注入することで圧力をはり、漏えいの有無を判断する。その後、ガスを注入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を探し、配管取替等によって修繕を行う。

ガスの供給再開

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器を燃焼テストすることにより、供給管と内管の空気抜きを実施し、完了。

策 5 節 通信施設(狛江郵便局・東日本電信電話(株)東京南)

公共機関等の通信を確保し、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信も確保するために、各種通信施設の災害防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

1 震災時の活動態勢

各機関の震災時の活動態勢は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容								
狛江郵便局	<p>1 非常災害対策本部等の設置</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を、狛江郵便局内に設置する。</p> <p>非常災害対策本部は、迅速、的確な情報連絡により、次の業務を行う。</p> <p>(1) 被害状況等情報収集・周知連絡及び広報活動</p> <p>(2) 郵便・郵便貯金・簡易保険の各業務運行の確保</p> <p>(3) 要員措置、被災職員の援護等</p> <p>(4) 応急用事業物品の調達、輸送災害応急対策等</p> <p>(5) 被災した郵便局舎・設備等の復旧</p> <p>(6) その他</p> <p>2 職員の動員</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に備え、所属職員の一部又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等をたて動員順位等を定めておくものとする。</p> <p>3 情報連絡</p> <p>迅速、的確な活動ができるよう、他の指定行政機関及び公共機関との間、並びに地方公共団体との間において、緊密な連携の確保に努める。</p>								
東日本電信電話(株)東京南	<p>1 災害対策組織</p> <p>災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める組織により対処する。</p> <table border="1" data-bbox="459 1608 1369 1993"> <thead> <tr> <th>対 策 組 織</th> <th>機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡室</td> <td> <p>1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施</p> <p>2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施</p> </td> </tr> <tr> <td>支援本部</td> <td>非常災害対策活動の支援</td> </tr> <tr> <td>地震災害警戒本部</td> <td>大規模地震の発生に備えた対策活動の実施</td> </tr> </tbody> </table>	対 策 組 織	機 能	情報連絡室	<p>1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施</p> <p>2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施</p>	支援本部	非常災害対策活動の支援	地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施
対 策 組 織	機 能								
情報連絡室	<p>1 非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の実施</p> <p>2 非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施</p>								
支援本部	非常災害対策活動の支援								
地震災害警戒本部	大規模地震の発生に備えた対策活動の実施								

	災害対策本部	非常災害対策活動の実施
	緊急災害対策本部	緊急災害対策活動の実施

2 応急対策

各機関の応急対策は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
狛江郵便局	<p>1 郵便物の送達確保 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。</p> <p>2 郵便局の窓口業務の維持 被災地における郵便局のお客さまに対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p> <p>3 郵便局における電話業務の取扱いの確保 日本電信電話株式会社から委託を受けた電気通信取扱業務については、関係機関と密接な連携のもとに、郵便局で取扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の日本電信電話株式会社による応急復旧に協力する。</p>
東日本電信電話 (株) 東京南	<p>1 通報、連絡 グループ各社は、各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡周知を行う。</p> <p>(1) 気象情報、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被災状況、そ通状況、停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報</p> <p>3 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>(1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある</p>

	<p>ときは、電気通信事業法第 8 条第 2 項及び同法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。</p> <p>(3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第 8 条第 1 項及び同法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>(4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。</p> <p>(5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>4 被災地特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>5 災害用伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p>
--	--

3 復旧対策

各機関の復旧活動は次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容										
狛江郵便局	狛江郵便局長は、災害復旧に対する恒久的な措置を講ずるよう指示する。										
東日本電信電話 株東京南	<p>1 応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧と直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。</p> <p>2 災害復旧</p> <p>(1) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。</p> <p>(2) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。</p> <p>3 復旧順位とサービス復旧目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>復旧する電気通信設備</th> <th>サービス復旧目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの </td> <td>24時間以内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</td> <td>3日以内</td> </tr> </tbody> </table>		順位	復旧する電気通信設備	サービス復旧目標	1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	24時間以内	2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	3日以内
順位	復旧する電気通信設備	サービス復旧目標									
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	24時間以内									
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	3日以内									

	選挙管理機関に設置されるもの 第2章第1節4項の表の基準に該当する新聞 社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く。)	
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの	10日以内
(激甚災害の場合は14日以内)		

第17章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上できわめて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火や救急救助及びその他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

第1節 公共土木施設等

地震が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

1 道路・橋りょう

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等による広報を行う。被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。

各機関のとるべき応急措置及び応急復旧対策は次のとおりである。

機関名	応 急 措 置 及 び 応 急 復 旧 対 策	
市	応急措置	<p>1 市の区域内の道路が被害を受けた場合は、速やかに都(総合防災部及び北多摩南部建設事務所)に報告するとともに、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い交通路の確保に努める。又、被害の状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。</p> <p>2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。</p> <p>緊急のため、通報する暇がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡するものとする。</p>
	応急復旧	<p>1 災害が発生した場合においては、速やかに道路交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。</p> <p>2 道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める。</p> <p>3 工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。</p>

北多摩南 部建設事 務所	応急措置	市からの道路、橋りょうに関する被害報告をまとめ、総合対策の樹立と指導・調整を行う。又、状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。
	応急復旧	<p>1 応急復旧作業は、主に業界に委託して行い、当初は緊急道路啓開を最優先に行う。その後、逐次一般道路の啓開及び障害物の搬出並びに道路の埋没又は決壊等で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行っていく。</p> <p>2 平素から資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p>

2 河川及び内水排除施設

地震により堤防が破壊、崩壊等の被害をうけた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力をつくす。

機関名	応 急 復 旧 対 策
市	<p>1 水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。</p> <p>2 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都に報告し、移動排水ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。又、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の指導のもとにこれを実施する。</p>
北多摩南 部建設事 務所	<p>1 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。</p> <p>2 排水場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断に基づき、移動排水ポンプの派遣を決定する。又、排水場施設の応急復旧に関し、市に技術援助を行うほか、大規模なものについては、直接実施する。</p> <p>3 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。</p> <p>(1) 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの</p> <p>(2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの</p> <p>(3) 河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの</p> <p>(4) 護岸、床上、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p>

第2節 鉄道施設(小田急電鉄株)

発災時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。

特に、多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を次により実施する。

1 災害時の活動態勢

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、緊急自動車、移動用無線機を利用する。

2 発災時の初動措置

地震発生と同時に、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置	
小田急電鉄(株)	<p>運転規制内の内容</p> <p>1 地震計が40ガル以上の場合、全線の列車を一時停止させ、ガル数値に応じた手配を講ずる。</p> <p>(1) 40ガル～79ガル 振動停止後、運転士に対し25km/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。</p> <p>(2) 80ガル～99ガル 振動停止後、運転士に対し15km/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。</p> <p>(3) 100ガル以上 振動停止後、駅区所長に対し、構内、駅間の点検を指令する。点検終了後、異常を認めない停車場間ごとに25m/h以下の注意運転を指令する。注意運転後、異常を認めない停車場間ごとに平常運転を指令する。</p>
	<p>乗務員の対応</p> <p>1 運転士及び車掌は、運転中に強い地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。</p> <p>2 1により列車を停止させる場合、列車の停止位置が築堤、切取り、トンネル、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は、安全と思われる場所に列車を移動する。</p> <p>3 地震により列車を停止させた場合は、運輸司令所長に通告しその後の指示を受ける。</p>
	<p>その他の措置</p> <p>1 列車無線を利用して、災害情報、応急活動等を連絡指示する。</p> <p>2 必要に応じて緊急自動車(無線車)を緊急派遣するなど災害状況の把握に努める。</p> <p>3 駅、社内の放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。</p>

3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

	避 難 誘 導 方 法
小田急電鉄(株)	<p>1 駅における避難誘導</p> <p>駅長は、係員を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。</p> <p>2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導</p> <p>(1) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。</p> <p>(2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、運輸指令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。</p>

4 事故発生時の救護活動

地震により、旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

	救 護 活 動
小田急電鉄(株)	<p>駅長は、救護班を指揮して負傷者の救護にあたりるとともに、救急機関と緊密な連携をとり、旅客の生命の安全を図る。</p>

5 復旧計画

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努めるものとし、各鉄道機関は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けぬよう本復旧計画をたて、実施する。

第3節 社会公共施設等

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

1 病院等

患者収容施設の特異性から、各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に行動する。特に通信が不能又は困難になると予想されるので、施設長において状況に応じ臨機に措置し、万全を期するものとする。

(1) 停電時の措置

自家発電装置に切替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。自家発電装置が被害により機能しない場合は、消防署等関係機関に連絡し、照明電源車の出動を要請する。

(2) 給水不能時の措置

緊急時、給水槽の水を給水する。不足するときは、市災対建設環境部に連絡し、緊急給水を

要請する。

(3) ボイラー使用不能時の措置

医療機関の蒸気消毒、暖房及び患者等の給食は、電気、L P G又は固形燃料等に切替え、それぞれ処理する。

(4) 患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者の分別を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者は優先的に担架避難を行い、独歩可能者は安全な場所へ誘導する。なお、避難場所はあらかじめ選定しておくものとする。

(5) 応援要請

被害のない施設に連絡して、人的・物的応援を要請する。

(6) 重要器材等の保管措置

手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

R I (ラジオアイソトープ)使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

2 社会福祉施設等

高齢者、障がい者（児）、児童等は、災害時に独力で身の安全を確保することが極めて困難であることから、これらの人たちが利用する社会福祉施設等においては、平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、災害時には入所者の安全を確保するため、事前に定めている計画に従い自主的な災害活動を実施し、応急措置を行う。

(1) 施設の責任者は、自衛防災組織を編成して、災害時には役割分担に基づいて行動する。

(2) 施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

(3) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

(4) 施設独自での復旧が困難である場合には、市本部等関係機関に連絡し、援助を要請する。

(5) 震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

2 学校施設

(1) 応急対策

各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童、生徒等の安全確保に万全を期する。

責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。

緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。

学校の応急修理は、迅速に実施する。

(2) 復旧計画

公立学校の施設が地震、大火等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画等を作成する。また、児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたてて速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害を受けた場合は、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

3 文化財施設

文化財は貴重な国民的財産であることにかんがみ、次のような災害応急措置を講ずるものとする。

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに狛江消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査しその結果を市教育委員会、又は市教育委員会を經由して都教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

文化財の現況

(平成19年1月現在)

種別		区分		
		国指定文化財	都指定文化財	市指定文化財
有形文化財	建造物			伊豆美神社鳥居 荒井家住宅主屋
	絵画・彫刻・その他			絹本着色石谷貞清画像他7件
記念物	特別史跡名勝天然記念物			
	史跡及び旧跡		兜塚古墳 玉川碑跡	泉竜寺弁財天池 土屋塚古墳
	名勝・天然記念物			石井家のラクウショウ玉泉寺のボダイジュ
無形文化財	重要無形文化財			
民俗文化財	有形民俗文化財			石川丈山撰文 延徳二年の月待 板碑

	無形民族文化財			小足立はやし他 4件
その他	選定保存技術保持者			
計		0	2	21

4 社会教育施設

(1) 避難誘導

社会教育施設の利用者等は、不特定多数であり、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

災害状況に即した対応ができるように、関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

(2) 復旧計画

社会教育施設は、住民が日ごろ利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

なお、当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し、日常生活が平常に戻れば復旧計画をたてて本格的な復旧を行う。

第18章 帰宅困難者対策

狛江市には、市外から市内の職場、学校へ通う通勤者、通学者や商店、集客施設などに来る買物客等が存在する。大地震等により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人たちが多数発生し、大きな混乱が予測される。

このため、鉄道等の交通機関の不便により、自力で帰宅することができない通勤者、通学者等の帰宅困難者に対し、市、公共交通機関、警察署、消防署等は、相互に連携し、支援を行う。

第1節 帰宅困難者の考え方

1 帰宅困難者の定義

東京都防災会議が平成18年5月に、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者とし、次の基準によりその数を推計している。

- (1) 自宅までの帰宅距離が10km以内の人は、全員の徒歩帰宅が可能
- (2) 自宅までの帰宅距離が10kmから20kmまでの人は、帰宅距離が1km増える毎に10%ずつ帰宅可能者が逡減する。
- (3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は全員翌朝まで徒歩帰宅が困難

2 帰宅困難者数の推計

震度5強の場合には鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。このため、今回の都の被害想定ではいずれの地震規模でも、都全体で外出者(都内滞留者)約1,144万人のうち、約392万人(約34%)の帰宅困難者が発生、方面別では埼玉県方面で約89万人、神奈川県方面で85万人、千葉県・茨城県南部方面79万人とされており、本市の帰宅困難者は、4,429人と推計されている。

3 予想される事態

(1) 心理的動揺と安否確認電話の集中

地震発生に伴い、外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから不安が一段と増大し、安否確認電話が集中することとなるが、家族等の安否確認ができるか否かによって、帰宅困難者の行動パターンは大きく変わるものと予測される。

(2) 帰宅行動の発生

地震発生に伴い、鉄道の輸送機能が停止あるいは低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

(3) 帰宅困難者の発生

事業所、学校等に属する者のうち、自宅が遠隔なため即時帰宅をあきらめ、属する事業所、学校等に残留を決める者の発生が予測される。

路上を移動中や買物でスーパー等にいる人は、帰属する場所がないことから、帰宅する手段を求めて駅等に殺到するが、鉄道での帰宅は困難と分かり混乱が予測される。

(4) 公的施設への集中

帰宅困難者の中には、地域の公的施設を安全度が高く、かつ一時休息や情報の確保、家族の安否確認などができる場所と判断し、数多くの人々が保護や情報等の提供を求めて集まってくる事が予想される。

第2節 帰宅困難者対策の実施

1 基本的な考え方

(1) 実施すべき対策

予想される事態から、実施すべき主な対策は次のとおりである。

対策の事前計画化

安否確認手段の確保

被害情報の収集伝達体制の構築

水、食料等の供給

救護対策の実施

事業所、市民への啓発

訓練の実施

(2) 基本原則

組織力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者の基本原則とする。即ち、企業、学校等組織のあるところは、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報の収集を行い、災害の状況を充分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅するものについては安全確保の観点に留意し、一時に駅等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させる。

役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、行政、事業所、個人それぞれでの対応には限界がある。関連するすべての機関と事業所、昼間市民自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する。

相互に連携する仕組みづくり

行政（都・区市町村等）、事業所（企業・学校等）、防災機関及び関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、一時休憩所の確保等について、支援体制の構築を図っていく。

2 対策の実施

(1) 帰宅困難者対策の計画化

市は都の計画等をふまえ、地域の実情に応じた帰宅困難者対策を策定し、対策の推進を図ることとする。

事業所においては、構成員の保護、情報の確保、食糧の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図る。をはじめとする事業所等においては、構成員の保護、情報の確保、食糧の備蓄等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画に位置づけ、対策の推進を図ることとする。

(2) 情報収集伝達体制の構築

市及び都は、公共交通機関、放送機関及び各防災機関等と協力して、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。

市、都及び狛江郵便局は、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保を図る。

市は、隣接区市との間に、鉄道・道路状況等に関する相互情報交換体制の確立を図る。

(3) 安否確認手段の確保

個人の安否確認の手段として、NTTが運用する災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板（web171）や携帯電話の災害用伝言板等の普及・啓発を図る。

遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。

ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図る。

(4) 水・食料の備蓄

市は、都と連携し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。

事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図る。

(5) 代替交通手段の確保

鉄道途絶に備え、各鉄道機関はバス輸送等代替交通手段の運行方法を検討する。

(6) 救護対策の実施

市は帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討する。

(7) 事業所への啓発

市及び都は、各種の手段により事業者責任の啓発を図る。

市は、訓練項目に帰宅困難者対策を盛り込み、事業所の参加を要請する。

(8) 市民への啓発

市、都及び防災機関及び事業所においては、各種の手段により次の項目について必要な啓発を図る。

徒歩帰宅に必要な装備等

家族との連絡手段の確保

徒歩帰宅経路の確認等

帰宅困難者の心得を10か条にまとめ、啓発の促進に資する。

帰宅困難者心得10か条

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 慌てず騒がず、状況確認 |
| 2 | 携帯ラジオをポケットに |
| 3 | つくっておこう帰宅地図 |
| 4 | ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ） |
| 5 | 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料） |
| 6 | 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所） |
| 7 | 安否確認、ボイスメール（災害用伝言ダイヤル171）や遠くの親戚 |
| 8 | 歩いて帰る訓練を |
| 9 | 季節に応じた冷暖準備（雨具、携帯カイロ、タオル） |

10 声を掛け合い、助け合おう

(9) 訓練の実施

市は、帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を図る。

従業員及び顧客の混乱防止・誘導訓練

情報の収集伝達訓練

安否確認及び情報発信訓練

徒歩帰宅訓練

3 各機関・団体等の役割

(1) 平常時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都及び市	1 帰宅困難者計画の策定 2 広報・啓発の実施 3 訓練の実施 4 水・食料の確保 5 情報提供体制の整備 6 輸送体制の確保 7 誘導態勢の確保 8 帰宅経路の周知 9 帰宅・一時休息の支援 10 集客施設等の混乱防止	地域防災計画への位置づけ パンフレット等の配布・講習会の実施 帰宅困難者訓練の実施 備蓄・調達体制の充実 鉄道、道路情報の集約・伝達体制の構築 代替輸送の運行方法等の検討 帰宅困難者に対する誘導體制の検討 幹線道路等の簡易地図の作成 都、市及び民間施設の活用方法の検討 集客施設等への働きかけ
調布警察署	1 混乱防止・誘導體制の整備 2 一般車両に対する交通規制	駅等管理者との連携の確立、会社・事業所・学校等の管理者との連携の確立 交通規制資器材の整備 交通規制計画の周知
狛江消防署	1 事業所指導 2 訓練指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導
日本赤十字 東京都支部	1 情報提供 2 帰宅困難者の支援	交通、通過者等の情報提供体制の検討 帰宅困難者に対する炊出食・飲料水の配布、応急手当体制の検討
狛江郵便局	1 情報提供 2 徒歩帰宅者の支援	掲示板等へ幹線道路地図の表示 休憩所への活用検討
小田急電鉄(株)	1 鉄道情報 2 代替輸送 3 駅の混乱防止対策	鉄道運行情報の提供体制の検討 自社代替バス運行方法の検討 ターミナル駅の混乱防止対策の検討
東日本電信電話 (株)東京南	災害伝言ダイヤルの啓発・普及	防災訓練等でパンフレットの配布及び利用体験の実施
東京電力(株)	電源の確保	避難所等の電源確保

武蔵野支社		
東京ガス(株) 西部支店	熱源の確保	避難所等の熱源確保
学校	1 情報入手手段の確保 2 連絡、保護体制の確保	ラジオ、テレビ等の整備 保護者への連絡体制の整備、引渡しまでの 児童・生徒保護体制の整備

(2) 災害時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都及び市	1 交通情報の提供 2 水・食料の配布 3 代替輸送の実施 4 医療救護の実施(市) 5 誘導の実施 6 帰宅宅経路の周知 7 一時休息所・トイレの 提供 8 避難勧告	情報を収集し、帰宅支援施設で周知 幹線道路沿いに拠点を設置 バス等による輸送の実施 幹線道路沿いに簡易医療救護所を設置 徒歩帰宅者の誘導 幹線道路等の簡易地図の配布 公共施設の一時開放 人命危険の場合の避難勧告の実施
調布警察署	1 混乱防止・誘導対策の 実施 2 交通情報の収集・伝達 3 一般車両に対する交通 規制 4 駅等の管理者への要請 5 会社・事業所・学校等 に対する要請 6 避難指示	避難道路への警察官の配置等 交通資器材を活用した誘導路の確保 交通情報の収集・伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する階段規制や改札止め 等の整理及び広報活動 会社・事業者・学校等の責任者や管理者に 対し、混乱防止を図るため必要な場合は、 時差退社・下校を要請する。 人命危険の場合の避難指示の実施
狛江消防署	1 災害情報の収集・伝達 2 初期消火及び救出・救 護 3 避難勧告・指示	火災情報の伝達等 市民への初期消火、救出・救護等の実施の 呼びかけ 火災の延焼等により人命危険が切迫してい る場合の避難勧告・指示
日本赤十字 東京都支部狛江市 赤十字奉仕団	1 情報提供 2 帰宅困難者の支援	交通、通過者等の情報提供 赤十字エイドステーションにおいて、帰宅 困難者に対する炊出食・飲料水の配布、応 急手当の実施

狛江郵便局	1 情報提供	掲示板に帰宅経路案内板の設置及び道路被災状況等の掲示
	2 徒歩帰宅者の支援	休息所として提供、水・トイレの提供
小田急電鉄（株）	1 鉄道運行状況	鉄道運行状況の広報・提供
	2 代替輸送	自社バス等の代替輸送の実施
	3 駅の混乱防止・誘導	他の鉄道機関、警察との連携
東日本電信電話（株）東京南	安否確認手段の確保	災害伝言ダイヤルの起動・維持
東京電力（株）武蔵野支社	電源の確保	避難所等の電源確保の実施
東京ガス（株）西部支店	熱源の確保	避難所等の熱源確保の実施
学校	1 情報の入手・周知	ラジオ・テレビ・校内放送の活用
	2 保護者への連絡・引渡し	連絡の実施、引渡しまでの保護

赤十字エイドステーション（狛江市元和泉三丁目6番地 和泉多摩川児童公園）

日本赤十字東京都支部は、地震等の災害時に帰宅困難者に対し、食料・飲料水の提供、各種情報の提供などの支援するため、平成18年3月に、都内で8番目となるエイドステーションを本市内に開設した。